

令和7年度原子力総合防災訓練

実施成果報告書

令和8年5月

内閣府（原子力防災担当）

目次

はじめに	1
第1節 令和7年度原子力総合防災訓練の概要	2
1 目的	2
2 実施時期	2
3 訓練の対象となる事業所	2
4 実施場所等	2
5 参加機関	2
5.1 指定行政機関等	2
5.2 指定地方行政機関等	3
5.3 地方公共団体等	3
5.4 指定公共機関等	3
5.5 指定地方公共機関等	3
5.6 原子力事業者	3
5.7 その他	3
5.8 訓練参加数	4
6 訓練の概要	4
6.1 訓練シナリオ	4
6.1.1 事故想定	4
6.1.2 訓練時間の制約と効果的訓練の吻合	4
6.2 訓練の重点項目	5
6.3 訓練のポイント	6
7 原子力総合防災訓練までの段階的訓練	6
8 訓練の継続的改善	6
第2節 令和7年度原子力総合防災訓練の評価要領等	7
1 評価目的	7
2 評価の進め方	7
2.1 評価種別・方法	7
2.2 評価体制	7
2.3 評価要領	7
2.4 評価に当たり重視した活動	9
2.5 評価の視点	9
2.6 事後検討会の実施	10
2.7 評価結果の整理	10
第3節 令和7年度原子力総合防災訓練の評価結果	11
1 訓練目的に係る評価結果	11
1.1 国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認	11
1.1.1 実施概要	11
1.1.2 評価結果	11
1.2 原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の	

確認	12
1. 2. 1 実施概要	12
1. 2. 2 評価結果	13
1. 3 「伊方地域の緊急時対応」や地域防災計画等の検証	13
1. 3. 1 実施概要	13
1. 3. 2 評価結果	13
1. 4 訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出	14
1. 4. 1 実施概要	14
1. 4. 2 評価結果	14
1. 5 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進	14
1. 5. 1 実施概要	14
1. 5. 2 評価結果	15
2 訓練実施項目ごとの評価結果	15
2. 1 本部等運営に関する訓練項目	15
2. 1. 1 原子力災害対策本部等運営訓練	15
2. 1. 2 地方公共団体災害対策本部等運営訓練	19
2. 1. 3 地方公共団体现地災害対策本部等運営訓練	20
2. 1. 4 O F C 運営訓練	21
2. 2 その他訓練項目	23
2. 2. 1 緊急時対応要員参集訓練	23
2. 2. 2 緊急時通信連絡訓練	24
2. 2. 3 国、地方公共団体、実動組織等の連携訓練	25
2. 2. 4 緊急時モニタリング訓練	25
2. 2. 5 P A Z 及び予防避難エリア内の施設敷地緊急事態要避難者の避難訓練	27
2. 2. 6 P A Z 及び予防避難エリア内の住民避難訓練	28
2. 2. 7 U P Z 内住民の屋内退避訓練	30
2. 2. 8 U P Z 内一部住民の一時移転訓練	31
2. 2. 9 安定ヨウ素剤緊急配布訓練	34
2. 2. 10 避難退域時検査・簡易除染訓練	35
2. 2. 11 原子力災害医療訓練	36
2. 2. 12 物資調達・供給訓練	37
2. 2. 13 交通規制・警戒警備訓練	37
2. 3 原子力事業者が参加主体となる訓練	37
2. 3. 1 対策本部運営訓練	37
2. 3. 2 通報連絡訓練	39
2. 3. 3 消火訓練	40
2. 3. 4 原子力災害医療訓練	41
2. 3. 5 事故収束訓練	42
2. 3. 6 原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練	42
2. 3. 7 原子力事業者支援連携訓練	43
2. 3. 8 緊急時モニタリング訓練	44

3	訓練方法の評価結果	45
3.1	訓練方法の評価の重要性	45
3.2	訓練方法の評価結果	45
3.2.1	訓練全体の企画等に係る事項	45
3.2.2	個々の訓練項目に係る事項	46
4	外部専門家による提言等	46
4.1	訓練全般への提言等	46
4.1.1	自然災害対応を考慮した総合防災訓練の計画について	46
4.1.2	ブラインド型訓練について	47
4.2	拠点等ごとの確認結果からの提言等	47
4.2.1	官邸・内閣府及びE R C	47
4.2.2	O F C	47
4.2.3	E M C	48
4.2.4	地方公共団体災害対策本部	48
4.2.5	オンサイト	49
	今後に向けて	50

はじめに

国、地方公共団体、原子力事業者等が参加し、原子力災害発生時の対応体制を検証するため、令和7年11月28日（金）、29日（土）及び30日（日）に四国電力株式会社 伊方発電所を対象とし、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第13条第1項に基づく計画により、原子力総合防災訓練を実施した。

原子力総合防災訓練は、内閣府政策統括官（原子力防災担当）が作成し、令和7年10月15日に原子力規制委員会より適当との意見聴取結果を受けた訓練計画（第1節に概要を記載）に基づき、「伊方地域の緊急時対応」や地域防災計画等の検証等を目的として、内閣総理大臣をはじめとする関係閣僚、指定行政機関、指定公共機関、地方公共団体、原子力事業者等の参加の下で行い、原子力災害発生時の対応体制を検証した。

訓練後には、訓練参加者の自己評価、外部専門家及び評価員による外部評価の結果から課題等を抽出し、今後の各種計画・マニュアル等の見直し等に活かすこととした。

この「実施成果報告書」では、

- ・ 第1節において、原子力総合防災訓練の概要（目的、実施時期、対象事業所、実施場所等、参加機関、原子力総合防災訓練までの段階的訓練、訓練の継続的改善）
- ・ 第2節において、原子力総合防災訓練の評価要領等（評価目的、評価の進め方）
- ・ 第3節において、原子力総合防災訓練の評価結果（重点訓練項目、訓練実施項目、訓練方法）、外部専門家の提言等

を取りまとめた。

また、「関連資料」では、

- ・ 報告書の本文の参考となる図、表、訓練で使用した資料及び写真

を取りまとめた。

さらに、「訓練参加者アンケート集計結果」では、

- ・ アンケートの実施概要、目的、内容、結果及び分析（訓練参加者の属性、訓練における活動、自由記述）

を取りまとめた。

第1節 令和7年度原子力総合防災訓練の概要

本年度の原子力総合防災訓練の目的、実施時期、対象事業所、実施場所等、参加機関、訓練の概要等及び特記事項は、以下のとおり。(資料1、2参照)

1 目的

原子力総合防災訓練は、原子力災害発生時の対応体制を検証すること等を目的として原災法に基づき、原子力緊急事態を想定して、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で実施する訓練である。

令和7年度の原子力総合防災訓練は、以下を訓練目的として実施した。

- i) 国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- ii) 原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- iii) 「伊方地域の緊急時対応」や地域防災計画等の検証
- iv) 訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出
- v) 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

2 実施時期

令和7年11月28日(金) 14:00～18:15
 29日(土) 8:30～16:00
 30日(日) 8:30～15:00 (資料3、4参照)

3 訓練の対象となる事業所

四国電力株式会社 伊方発電所

4 実施場所等

首相官邸(以下「官邸」という。)、内閣府本府、原子力規制庁緊急時対応センター(以下「ERC」という。)、愛媛県オフサイトセンター、愛媛県庁、松山市役所、今治市役所、宇和島市役所、八幡浜市役所、新居浜市役所、西条市役所、大洲市役所、伊予市役所、四国中央市役所、西予市役所、東温市役所、上島町役場、久万高原町役場、松前町役場、砥部町役場、内子町役場、伊方町役場、松野町役場、鬼北町役場、愛南町役場、山口県庁、上関町役場、広島県庁、徳島県庁、香川県庁、高知県庁、四国電力株式会社本社、伊方発電所 等(資料5参照)

5 参加機関

5.1 指定行政機関等

内閣官房、内閣法制局、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

5. 2 指定地方行政機関等

総務省四国総合通信局、厚生労働省愛媛労働局、国土交通省四国地方整備局、国土交通省四国運輸局、国土交通省大阪航空局（松山空港事務所）、気象庁大阪管区气象台（松山地方气象台）、海上保安庁第六管区海上保安本部（松山海上保安部、宇和島海上保安部）、海上保安庁第七管区海上保安部（大分海上保安部）、陸上自衛隊（陸上総隊、中部方面隊、自衛隊愛媛地方協力本部、第14旅団等）、海上自衛隊（自衛艦隊、呉地方隊）、航空自衛隊（航空総隊、西部航空方面隊、航空支援集団等）等

5. 3 地方公共団体等

愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、山口県、上関町、大分県、由布市、広島県、徳島県、香川県、高知県、愛媛県警察本部、八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、伊予警察署、宇和島警察署、埼玉県警察、警視庁、八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、宇和島地区広域事務組合消防本部、西予市消防本部、伊予消防等事務組合消防本部、伊方町消防団、八幡浜市消防団、大洲市消防団、宇和島市消防団、西予市消防団、南予水道企業団 等

5. 4 指定公共機関等

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、日本赤十字社愛媛県支部、日本赤十字社大分県支部、日本放送協会松山放送局、日本原子力発電株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社 等

5. 5 指定地方公共機関等

一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、一般財団法人八西CATV、国道九四フェリー株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人大分県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、愛媛県旅客船協会 等

5. 6 原子力事業者

四国電力株式会社

5. 7 その他

市立八幡浜総合病院、市立大洲病院、広島大学、愛媛県立中央病院、愛媛大学医学部附属病院、松山赤十字病院、JCHO宇和島病院、市立西予市民病院、市立宇和島病院、一般社団法人愛媛県建設業協会、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会、公益社団法人大分県診療放射線技師会、一般社団法人愛媛県災害リハビリテーション支援協会、公益財団法人愛媛県国際交流協会、公益財団法人原子力安全研究協会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA） 等

5. 8 訓練参加数

参加機関	127機関		
参加人数	約19,973人※（うち、約17,627人の住民が参加）		
[内訳]	指定行政機関等	25機関	約636人
	指定地方行政機関等	11機関	約66人
	地方公共団体等	48機関	約1,195人
	指定公共機関等	10機関	約42人
	指定地方公共機関等	16機関	約124人
	原子力事業者	1機関	約143人
	その他関係機関	16機関	約135人
	避難・一時移転等参加住民数		約17,627人

※ 参加登録等集計値

6 訓練の概要

6. 1 訓練シナリオ

6. 1. 1 事故想定

- ・ 伊方発電所3号機において全面緊急事態に至る事象を想定
- ・ 発災前の設定
 - 1～2号機：廃止措置中 3号機：定格熱出力一定運転中
- ・ 愛媛県伊方町沖の「中央構造線断層帯」を震源とした地震の発生により、運転中の伊方発電所3号機の原子炉が自動停止する。さらには、3号機において設備の故障が重なり、施設敷地緊急事態、全面緊急事態に至る。
 なお、原子力総合防災訓練は、万が一の原子力発電所の事故を想定した訓練であり、あえて設計基準対象施設及び重大事故等対処設備等が故障等により機能せず、全面緊急事態に至る事故が発生することを想定して行うこととし、伊方発電所3号機において、全面緊急事態に至る事象を想定した。
 訓練2日目以降に行う放射性物質放出後の対応訓練については、モニタリングデータ等の状況付与に基づき行うこととし、放射性物質放出に至る事故シナリオは設定しない。

6. 1. 2 訓練時間の制約と効果的訓練の吻合

訓練時間の制約をできるだけ克服し、訓練効果を上げるため、訓練2日目において、訓練時間のスキップ（訓練日時の早送り）を2回行った。この際、訓練参加者の混乱を局限するため、特に2回目のスキップに際しては、訓練の中断（休憩）と訓練統制部からの状況説明後に訓練を再開することとし、意思決定訓練の中で、原子力災害対策重点区域のうち、緊急防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）住民の一時移転の検討プロセス（一時移転対象区域の検討及び対象区域の住民防護措置に係る検討等）に特化した訓練に臨むこととした。（資料4参照）

なお、実動を伴う住民避難訓練については、要素訓練として、意思決定訓練の訓練時程とは切り離して個別に実施した。

6. 2 訓練の重点項目

原子力事業所周辺における地震等の自然災害と原子力災害の複合災害の発生を想定し、事態の進展に応じて、初動対応に係る訓練から全面緊急事態を受けた実動訓練まで、以下に示す3項目を重点項目として実施した。(資料3参照)

項目1：迅速な初動体制の確立

国、地方公共団体及び原子力事業者において、それぞれの初動体制の確立に向け、要員の参集及び現状把握を行い、統合原子力防災ネットワークシステム（以下「統原防」という。）のテレビ会議システム（以下「TV会議」という。）等を活用し、関係機関相互の情報共有を図る。また、緊急輸送関係省庁又は民間輸送機関により、内閣府副大臣（原子力防災担当）、国の職員及び専門家を緊急事態応急対策等拠点施設（以下「OFC」という。）、四国電力株式会社原子力施設事態即応センター（以下「即応センター」という。）等に派遣する。

項目2：中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定

官邸、内閣府本府、ERC、OFC、原子力利用省庁執務室、愛媛県庁等の各拠点において、緊急時の対応体制を確立する。中央において原子力災害に係る本部会議を開催するとともに、現地組織と連携した情報共有、意思決定、指示・調整を一元的に行う。併せて、防護措置の実施等に関する意思決定を行い、決定した内容について対象となる地方公共団体への指示等を実施する。

項目3：住民避難、屋内退避等

- i) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態を受けて、民間輸送機関等の支援を受けつつ、予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）及び予防避難エリア*内の住民の避難を行う。また、UPZ内の住民について屋内退避を実施するとともに、屋内退避の意義等の理解促進を図る。
 - ※ PAZ以西の佐田岬半島地域はUPZに含まれるが、愛媛県では放射性物質の放出等により陸路での避難が困難になる場合を考慮し、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する「予防避難エリア」として定めている。
- ii) 緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。
- iii) 放射性物質の放出を想定し、運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）の基準に基づき、OIL2*の基準を超過したことに伴い、UPZ内の一部地域の住民について、一時移転対象地域の検討、安定ヨウ素剤の緊急配布、県内外避難所への一時移転、避難退域時検査等を実施する。
 - ※ 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準
- iv) 住民避難や屋内退避等の防護措置を円滑に行うため、実動組織や関係機関と連携し、複合災害時に必要となる災害対応を実施する。

6. 3 訓練のポイント

本年度の原子力総合防災訓練の実施に当たっては、訓練目的の達成を目指す中で、特に以下の3項目について着目し、訓練計画に含めて実施して成果を得た。

(資料1参照)

- i) 自衛隊等の実動組織の協力のもと、ヘリコプター・船舶等のあらゆる手段を活用した県内外への広域的な住民避難の実効性の確認
- ii) 能登半島地震の事例を踏まえ、南海トラフ地震等に資する複合災害時の対応を検証
- iii) 避難住民の受入業務の円滑化や無人航空機を活用した被害状況確認、航空機モニタリング等を実施

7 原子力総合防災訓練までの段階的訓練

原子力総合防災訓練の実施に当たっては、より効果的な成果が得られるよう、事前に計7回に及ぶ訓練等を段階的に実施した。初めに、官邸、内閣府及びE R Cの立ち上げや機材の取扱いに係る基礎的訓練を行って要員個人の能力向上を図り、次に、各機能班及び各拠点が組織的活動を行って活動要領や連携要領を確認するための訓練を積み重ねた。これらの訓練を通じて、要員個人の能力を磨きながら組織的活動要領の習熟を図るとともに、各事態における防護措置や指示文・公示文等の各種案文、実災害時において避難等の意思決定を図るために必要となる基礎資料の充実を図った。

8 訓練の継続的改善

原子力総合防災訓練の実施に当たっては、あらかじめ定めた目的・目標が達成できるよう訓練を段階的に積み上げるとともに、個々の訓練項目・内容ごとに充実や高度化を進めることにより、その継続的な改善を図っている。(資料6、7参照)

第2節 令和7年度原子力総合防災訓練の評価要領等

本年度の原子力総合防災訓練の

- ・ 評価目的
 - ・ 評価の進め方（評価種別・方法、評価体制、評価要領、評価に当たり重視した活動、評価の視点、事後検討会の実施及び評価結果の整理）
- は、以下のとおり。

1 評価目的

令和7年度原子力総合防災訓練を通し、国、地方公共団体、原子力事業者等が事態の進展に応じて行う応急対策業務に係る活動状況を評価することにより、防災体制及び関係機関の協力体制の確認、避難計画の検証及び改善に活かすことを目的とする。

2 評価の進め方

2.1 評価種別・方法

自己評価及び外部評価により、訓練対象（計画、リソース、個人能力、組織能力）の評価及び訓練方法（訓練内容、訓練方式等）の評価を実施した。（資料8参照）

i) 自己評価

自己評価として各拠点等での訓練参加者による振り返り及び個人アンケートを行い、訓練における良好点及び改善点を抽出した。

ii) 外部評価

外部評価は、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官及び委託評価員をもって、中央及び現地の各拠点等、発電所及び一部の実動訓練における活動の評価チェックシートによるチェック及び活動記録（観察による気づきを時系列で記載）に基づく評価シートの作成により実施した。また同時に、専門性に立脚した指摘と評価結果の妥当性及び公平性の確保を目的として、中央、現地の各拠点等及び発電所において、外部専門家による、それぞれの視点に基づく評価を実施した。（資料9参照）

2.2 評価体制

評価体制は、評価総括責任者を内閣府政策統括官（原子力防災担当）として、各拠点等に原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、委託評価員及び外部専門家を配置することにより構築した。

2.3 評価要領

訓練計画の目的（第1節1参照）を踏まえ、訓練計画に記載された3つの「訓練重点項目」（第1節6.2参照）及び2.5の「訓練項目」（資料6参照）について適切に評価を行い、課題を抽出するため、

- ・ 訓練参加者が、訓練重点項目及び訓練項目ごとに、記載された訓練内容そのものを達成したかどうかの結果を評価する「実績評価」と、
- ・ 訓練参加者が、訓練重点項目及び訓練項目について、原子力災害対策マニュアル

- ル等に記載された手順どおりに、一定時間内に実施できたか等の経過を評価する「プロセス評価」を行うとともに、「総合評価」として、
- ・ 訓練参加者の訓練活動の前提となる成立要件である計画・マニュアル等、リソース（要員・資機材等）、個人能力及び組織能力に着目して、実績やプロセスが適切・不適切であったかの要因分析を行い、教訓の抽出・整理を行う「訓練対象の評価」と、
 - ・ 訓練の充実・高度化に着目して、訓練方式や訓練内容（シナリオ、状況付与等）を分析し、教訓を抽出・整理する「訓練方法の評価」を行った。（資料10～12参照）
- これらの評価手法の要領は、以下のとおりである。

i) 実績評価

訓練計画の25の「訓練項目」ごとに「訓練目標」を設定し、その達成度を評価した。具体的には、訓練目標に応じて設定した主要活動項目^{*}に係る活動を訓練参加者が実施した結果を評価した。（資料6参照）

※ 主要活動項目：訓練対象者が訓練中に実施する主要な活動項目であり、訓練の実施状況の把握、その結果の検証を的確に行うため、訓練目標ごとに設定した指標

ii) プロセス評価

訓練参加者の活動手順や経過を評価した。具体的には、訓練において実施した活動が定められた手順どおりに実施できた否か、必要な検討を行った上で行動を決定できた否か、一定時間内に実施することができたか否か等々を評価した。このため、それぞれの活動検証要素^{*1}を実施したか否か、一定時間内に実施したか等を評価基準^{*2}とした。

※1 活動検証要素：主要活動項目ごとに、訓練対象者の活動として検証すべき要素

※2 評価基準：主要活動項目ごとの実績目標の到達度を評価するため、活動検証要素ごとに具体的な基準を定めたもの。評価者は、この評価基準を基に訓練の評価（プロセス評価）を行った。

iii) 総合評価

- ・ 訓練対象の評価

訓練参加者の活動の実績及びプロセスの評価に際しては、訓練参加者の訓練中の行動の正否のみならず、その活動の成立要件となる計画（計画・マニュアル等）、リソース（要員・資機材等）、個人能力（技術、意識・理解等）及び組織能力（情報管理、意思決定、指揮統制、連携等）に着目して、実績やプロセスが不適切であった要因を分析することにより教訓の抽出を行った。

- ・ 訓練方法の評価

原子力防災の継続的改善を進めるためには、実践的な訓練により抽出された教訓に基づき、地域防災計画・避難計画や緊急時の対応体制、関係マニュアル等の改善のほか、訓練方法の評価も行い、訓練の効果を高めることが重要であることから、訓練の充実・高度化に着目して、訓練方法の評価も行った。

具体的には、訓練の目的を踏まえ、訓練実施項目に応じた訓練内容、訓練方

式であったかどうかや、訓練目的に沿ったシナリオ・状況付与であったかどうかについて確認し、教訓の抽出・整理を行った。

2. 4 評価に当たり重視した活動

評価に当たっては、各拠点における防護措置の策定や意思決定に重要となる情報の収集・要領、調整・連携要領について、特に以下の活動を重視して評価を実施した。

i) 迅速な初動体制の確立

- ・ 各拠点における要員の迅速な参集
- ・ 関係機関相互の情報共有
- ・ 国の職員等の現地への派遣

ii) 中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定

- ・ 各拠点における緊急時の対応体制の確立
- ・ 自然災害及び原子力災害に係る両本部の合同会議の開催
- ・ 中央と現地組織との情報共有、意思決定、指示・調整の一元的実行
- ・ 防護措置の実施等に関する意思決定及び地方公共団体への指示等の実施

iii) 住民避難、屋内退避等

- ・ P A Z及び予防避難エリア内の住民（施設敷地緊急事態要避難者含む。）の避難及びU P Z内住民の屋内退避の実施
- ・ 緊急時モニタリング計画に基づく緊急時モニタリングの実施
- ・ U P Z内一部住民の一時移転の検討プロセス（一時移転対象区域の検討及び対象区域の住民防護措置に係る検討等）に特化した意思決定訓練の実施
- ・ U P Z内住民への安定ヨウ素剤緊急配布、一時移転及び避難退域時検査等の実施

2. 5 評価の視点

2. 4に示したような、評価に当たり重視した、各事態における体制の確立、防護措置に係る意思決定とその実施等の活動について、官邸及び内閣府、E R C、O F C、県災害対策本部等の運営や各機能班の連携等の評価を行うに当たっては、以下のとおり、適時性・先行性・並行性・完全性が確保されているかの視点から評価を行った。

i) 適時性

- ・ 「いつ、何を」しなければいけないかを判断しているか、業務（見積、計画作成・修正等）の焦点、優先順位を設定しているか。
- ・ 所要の時期（会議、避難開始等）までに作業をしているか。

ii) 先行性

- ・ プラントの事故進展等（原災法第10条、原災法第15条、放射性物質放出後のO I L 2の判断（それぞれ予期を含む。））に基づき状況推移を予測し、

所掌事項について継続的に見積りを行い、避難計画の実施に向けて先行的に準備をしているか。

iii) 並行性

- ・ 国から関係機関（地方公共団体、実動組織、指定公共機関等）及び各拠点内の機能班等までが同時並行的に情報共有、相互調整等を行うことにより、時間を節約し、問題点を早期に発見して、その解決を容易にしているか。

iv) 完全性

- ・ 避難計画、伊方地域の緊急時対応の実施を十分に具現できるよう作業をしているか。
- ・ 業務の重要な状況変化等のタイミング（原災法第10条、原災法第15条、放射性物質放出後のOIL2の判断（それぞれ予期を含む。))において、適時、情報共有して業務を遂行しているか。
- ・ 避難状況の確認を確実にしているか。

2.6 事後検討会の実施

訓練終了後、事後検討会を実施し、訓練統制部から、訓練参加者（国の機能班要員）に対し、訓練で確認した成果、評価結果（自己評価及び外部評価の結果取りまとめ）の共有を図るとともに、主に制度面における課題、各拠点・機能班に係る横断的な課題及び訓練の企画・統制に係る課題等について意見交換を行い、訓練参加者に対する教訓のフィードバックを図った。

2.7 評価結果の整理

各評価の対象とした活動については、総合評価の観点から次節第1及び第2にその活動の成立要件となる計画、リソース、個人能力及び組織能力に着目して自己評価及び外部評価を分析し、統合する等により整理したほか、次節第3において訓練方法に係る評価を、次節第4において外部評価員による提言等を取りまとめた。

第3節 令和7年度原子力総合防災訓練の評価結果

本年度の原子力総合防災訓練について、

- ・ 訓練目的ごと
- ・ 訓練項目ごと（本部等運営訓練、その他訓練項目及び原子力事業者が参加主体となる訓練）
- ・ 訓練方法

の評価結果を以下のとおりとりまとめた。

1 訓練目的に係る評価結果

本年度の原子力総合防災訓練の訓練目的に対する評価結果は、以下のとおり。

1. 1 国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認

1. 1. 1 実施概要

ERCでは、休日を想定した警戒事態の発生に際して要員を逐次参集、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「事故警戒本部」という。）の設置等に係る措置を行うとともに、関係省庁及び関係地方公共団体との情報連絡体制を確立した。事後の事態進展の可能性を踏まえた事故警戒本部からの要請に基づき、愛媛県伊方町におけるPAZ及び予防避難エリア内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を実施するとともに、緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）の設置準備を実施した。また、OFCに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部（以下「事故現地警戒本部」という。）を設置した。

その後、施設敷地緊急事態の発生を受け、官邸、内閣府及びERCでは、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「事故対策本部」という。）の設置等を行うとともに、内閣府副大臣（原子力防災担当）をはじめとする内閣府及び原子力規制庁等の職員のOFCへの緊急派遣、原子力規制庁職員のEMC及び即応センターへの緊急派遣及び全面緊急事態の発生に備えた関係省庁の職員等の派遣準備の要請を実施した。また、OFCには原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部（以下「事故現地対策本部」という。）を設置した。

1. 1. 2 評価結果

28日14時00分に地震が発生し、伊方発電所が所在する愛媛県伊方地域で震度7を観測したことから、官邸等の緊急参集者はそれぞれの活動拠点に参集を開始し、約5分後には原子力防災システム（以下「NISS」という。）を立ち上げクロノロ等により情報収集を開始した。ERCでは、各自宅からの距離に応じ逐次要員が参集、それぞれ機能担当ごと少人数ながら、資機材の立ち上げから電話及びFAXによる通信連絡を確立までの初動体制を確保した。

OFCにおいては、原子力防災専門官により初動における資機材等の所要の準備、事故警戒本部への連絡、関係地方公共団体等への現地事故警戒本部設置の連絡等、地震発生後の活動を円滑に実施していた。

国、地方公共団体、原子力事業者は、事態が進展する中においても各本部等機能やTV会議等を活用し、各種指示の伝達及び情報共有等を行っており、実効性

のある防災体制・協力体制を確認した。

1. 2 原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認

1. 2. 1 実施概要

(1) 警戒事態

中央においては、事故警戒本部をE R Cに設置して警戒事態における防護措置準備の要請を実施するとともに、施設敷地緊急事態への事態進展に備え、P A Z及び予防避難エリア内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、安定ヨウ素剤の配布及び緊急時モニタリングの準備要請及び必要な防護措置の策定準備を行った。また、愛媛県においては、地震に対する安全確保を講じた上で、P A Z及び予防避難エリア内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備及び避難の実施により健康リスクが高まる者の放射線防護対策施設への屋内退避準備等を行った。(資料13、14参照)

(2) 施設敷地緊急事態

中央においては、事故対策本部を設置して施設敷地緊急事態における防護措置の要請を実施するとともに、O F Cにおいては、現地事故対策連絡会議(以下「事故連」という。)を開催し、地方公共団体等の現地組織要員に対し、プラント状況、国の要請内容及び施設敷地緊急事態における防護措置実施状況等を共有し、また、全面緊急事態への事態進展に備え、必要な防護措置の策定準備を行った。愛媛県においては、P A Z及び予防避難エリア内の施設敷地緊急事態要避難者の避難、避難の実施により健康リスクが高まる者の放射線防護対策施設への屋内退避及びP A Z及び予防避難エリア内住民の避難準備等を行い、また、U P Z内住民の屋内退避準備を行った。(資料18～20参照)

(3) 全面緊急事態

全面緊急事態の発生を受け、中央においては、原子力緊急事態宣言の発出、原子力災害対策本部(以下「原災本部」という。)の設置を行い、全面緊急事態における避難指示を発出するとともに、O F Cにおいては、原子力災害現地対策本部(以下「原災現地本部」という。)を設置し、P A Z及び予防避難エリア内の施設敷地緊急事態要避難者の避難状況や、プラントの状況及び被害復旧に係る状況を集約しつつ、全面緊急事態に関する情報の共有、緊急事態応急対策の確認・調整及び相互協力のための調整等を目的とした原子力災害合同対策協議会全体会議(以下「合対協全体会議」という。)を開催した。これら一連の活動により、P A Z及び予防避難エリア内住民の避難及び安定ヨウ素剤の服用、併せてU P Z内住民の屋内退避等を決定した。(資料24～26参照)

(4) U P Z内一部住民の一時移転

全面緊急事態の認定後、八幡浜市川上地区及び双岩地区並びに西予市三瓶町においてO I L 2の基準を超える空間放射線量率が継続して計測されたことから、原災本部では一時移転の対象となる区域を特定し、避難退域時検査場所の設定など一時移転にかかる方針を決定した上で、一時移転の指示の内容を決定した。また、O F Cにおける合対協全体会議では、一時移転等に係る防護措置の内容を確認した。(資料27～29参照)

1. 2. 2 評価結果

一時移転に係る住民防護措置の検討の際、官邸チーム事務局長（内閣府政府統括官（原子力防災担当））は、対象区域住民の具体的な移転要領について確認するよう指示した。ERCチームオフサイト総括班においては、関係機能班と協力してOIL2見込み区域の技術的判断を行い、官邸チームはERCチームと連携し、一時移転の指示・公示文案を作成し、各拠点と共有した。OFCでは、ERCチームのOIL2見込み区域の技術的判断に基づき合対協全体会議メンバーと避難経路や避難退域時検査場所候補地などについて調整を実施した。OFCにおいて合対協全体会議が行われた際には、官邸、内閣府及びERCがTV会議を用いて、その状況を共有した。

官邸、内閣府本府、ERC及びOFCの各拠点間で協力して検討の上、最善となる措置を採用するなどマニュアルに定められた手順を確認した。

1. 3 「伊方地域の緊急時対応」や地域防災計画等の検証

1. 3. 1 実施概要

(1) 施設敷地緊急事態要避難者の避難

事故対策本部からの要請を受け、あらかじめ検討していた伊方地域の緊急時対応に基づく施設敷地緊急事態における対応の実施方針により、国、愛媛県、伊方町及び関係機関が連携し、地震に対する安全確保を講じた上で、PAZ及び予防避難エリア内の施設敷地緊急事態要避難者の避難を要素訓練として実動訓練により実施し、関係機関の連携を含む施設敷地緊急事態要避難者の避難に係る基本的手順を確認した。

(2) PAZ及び予防避難エリア内住民の避難

原子力緊急事態宣言後、国の指示を受け、合対協全体会議で確認した伊方地域の緊急時対応に基づく全面緊急事態における対応の実施方針により、国、愛媛県、伊方町及び関係機関が連携し、地震に対する安全確保を講じた上で、PAZ及び予防避難エリア内の住民避難を要素訓練として実動訓練により実施し、関係機関の連携を含む住民避難に係る基本的手順を確認した。

(3) UPZ内一部住民の一時移転

全面緊急事態における意思決定訓練において、一時移転の検討や移転指示発出の一連のプロセスを確認するとともに、要素訓練として実動訓練により各所でUPZ内住民の県内外への避難を含む一時移転の訓練を実施し、安定ヨウ素剤の緊急配布、避難退域時検査場所の開設・運営など一連の対応を実施した。これにより、関係機関の連携を含む住民の一時移転に係るオペレーションの基本的手順を確認した。

1. 3. 2 評価結果

施設敷地緊急事態要避難者の避難については、社会福祉施設から福祉車両や実動機関のヘリコプターを活用した避難が円滑に実施された。

PAZ内住民の避難及びUPZ内一部住民の一時移転についても、各地区コミュニティセンター等に一時集結所を開設し、逐次集まった避難住民に対して顔認証システム等を活用した受付業務を円滑に行うとともに、担当職員が定められた手順に従い安定ヨウ素剤の緊急配布を分かりやすく丁寧に行っていることを確認

した。避難退域時検査場及び避難所においても、職員の誘導のもと一連の手続きが円滑に行われており、計画等に大きな問題点がないことを確認した。

1. 4 訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出

1. 4. 1 実施概要

(1) 要員参集が困難な状況での対応手法の確立

ERCにおいて、休日における発災を想定し、各要員の自宅等からERCまでの移動所要時間を参考にした逐次参集により、限定された人数による初動対応を検証した。また、OFCにおいては、原子力防災専門官をはじめとする事態に応じた要員による対応に限定し、初動対応を実施した。

(2) 国民向けのメッセージの検証・改善

国として発信する情報において、意図しない不安の助長や混乱の生起をさせないように、現状を伝え不安を払拭する情報及び最悪の事態に進展した場合に予測される事象に関する情報のそれぞれの発信時期、表現等の情報発信要領に関する検証を実施し、適切な国民向けのメッセージの改善を図った。

(3) 防護措置の判断に必要な自然災害による被災状況把握の一層の迅速化

内閣府中央合同庁舎8号館に設置された非常災害対策本部事務局に原子力災害対策本部事務局から情報連絡員を派遣し、相互に情報共有を行った。また、内閣府中央合同庁舎8号館において、ERCチーム実動対処班は非常災害対策本部事務局の事案対処部門を兼務し、実動組織等との各種調整について、非常災害対策本部事務局と原子力災害対策本部事務局が一体的に実施する体制（合同オペレーション）を確立し、複合災害対応の実効性の向上を図った。

1. 4. 2 評価結果

ERCにおける逐次参集においては、各機能班要員がマニュアルを良く理解し、状況に応じ活動優先順を決め、少人数であっても円滑に初動体制を確立できることが確認できた。しかしながら、対応については、当初に参集した一部の要員だけに限られるため、全体に対する訓練効果としては限定的であった。

フェイクニュース等の誤情報に対して、記者ブリーフィング、SNSによる情報発信により、事実に基づき行動する様に注意喚起を実施する等、適切な国民向けのメッセージの改善が図られていたことが確認できた。

非常災害対策本部事務局と原子力災害対策本部事務局との連携については、連携した対応を要する状況付与がなかったため、問題点の抽出までに至らなかったものの、派遣要領や使用機材について具体的に検討すべき事項を得られた。引き続き検討及び演練を推進し、複合災害対応に資する具体的要領の策定を図る必要がある。

1. 5 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

1. 5. 1 実施概要

(1) 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟

2回の機能班訓練及び2回の初動対応訓練並びに拠点運営訓練及び拠点運営・連携訓練を実施し、国、地方公共団体、原子力事業者の原子力災害対策に

係る要員の技能を計画的かつ段階的に向上させた。また、各機能班における機能班マニュアルを事前の訓練の機会に適宜見直し、実効的な体制を整備した。特にERC及びOFCの各機能班における初動対応においては、経験を有する要員を中心として、適宜関連マニュアルを確認しつつ対応した。

住民避難に対応したそれぞれの市町職員は、避難者の誘導、避難所の設営及び受付等の手順の確認、天候等による状況の変化に応じた各種の調整等を通じ、各人の技能習熟を図った。

(2) 原子力防災に関する住民理解の促進

住民が実際に参加した避難訓練等の実動訓練においては、顔認証システムを活用した一時集結所受付を実施した。また、孤立地域からの避難を想定した訓練においては、自衛隊の航空機や海上保安庁の船艇等への搭乗により、空路及び海路による避難要領を演練した。

住民避難訓練時の避難所に住民が集合した機会を捉え、事前に展示した避難所設備等に関する説明を行うとともに、専門家による原子力防災に関する講習等を行い原子力防災に関する住民理解の促進を図った。

1. 5. 2 評価結果

各機能班要員は7回に及ぶ事前の訓練機会を活用し段階的に技能を向上させ、各種状況に対応しつつ既定の手続きを整齊と実施していた。また、実動訓練に対応した各市町職員は、実環境の変化に対応しつつ計画に基づいた活動を実施していることが確認できた。総じて、原子力災害対策に係る各要員は訓練を通じて、必要とされる技能を習熟したことを確認した。

バス、船舶、ヘリコプターを組み合わせた住民避難行動、避難退域時検査・簡易除染の実演、一時集結所における屋内退避要領の体験、安定ヨウ素剤の配布・服用に関する説明等を通じ、住民に対して緊急時の具体的実施事項のイメージ化を図った。特に、実際の施設・機材を使用した体験によって心理的抵抗感の低減につながったこと、生活環境と結び付けた情報提示により防災対応が日常生活と断絶したものではないことが共有された点は、伊方地域の実情に即した住民理解の質的深化となったことを確認した。

2 訓練実施項目ごとの評価結果

- ・ 本部等運営に関する訓練項目
- ・ その他訓練項目
- ・ 原子力事業者が参加主体となる訓練

の評価結果は、以下のとおり。

2. 1 本部等運営に関する訓練項目

2. 1. 1 原子力災害対策本部等運営訓練

(1) 訓練概要

警戒事態発生に伴う事故警戒本部、施設敷地緊急事態発生に伴う事故対策本部及び全面緊急事態発生に伴う原災本部を設置するとともに、各本部の運営を通じた関係機関の情報共有、連絡調整、意思決定等を行った。

(2) 訓練参加機関

内閣官房、内閣法制局、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

(3) 実施概要

① 官邸・内閣府

ア 警戒事態

地震発生後、直ちに内閣府及び原子力規制庁の職員が、官邸及び内閣府に随時参集し、情報収集等の初動対応を行うとともに、事態の進展に備え、官邸及び内閣府において事務局立ち上げ準備を実施した。(資料15参照)

イ 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態発生後、直ちに内閣府特命担当大臣(原子力防災)及び原子力規制委員会委員長を本部長とする事故対策本部を設置し、PAZ及び予防避難エリア内の施設敷地緊急事態要避難者の避難、全面緊急事態に備えたPAZ及び予防避難エリア内住民の避難準備等の実施及び内閣府副大臣(原子力防災担当)をはじめとする国の職員・専門家の現地への緊急輸送等の調整や要請を実施した。(資料21参照)

ウ 全面緊急事態

全面緊急事態発生後、直ちに原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣を本部長とする原災本部を設置して、PAZ及び予防避難エリア内住民の避難及びUPZ内住民の屋内退避に係る指示を発出した^{※1}。また、その後の状況の変化に対応し^{※2}、UPZ内住民の一時移転に係る指示の内容を決定した。(資料30参照)

※1 原子力緊急事態宣言後、1回目のスキップで訓練時間を2時間早送りして訓練を再開した(この間に原災本部設置)

※2 2回目のスキップ(46時間(1日半+10時間)早送り、併せて1時間の休憩)を挟み訓練再開、放射性物質が放出・沈着した後との想定下で訓練を継続した(想定上、訓練時程4日目)

② ERC

ア 警戒事態

地震発生後、原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官(原子力防災担当)を本部長とする事故警戒本部を設置し、関係省庁、関係地方公共団体等に対して必要な情報連絡等を行い、情報共有体制を確立した。

また、事故警戒本部から、施設敷地緊急事態要避難者への避難準備等に係る要請文を発出するとともに、施設敷地緊急事態における防護措置の実施について愛媛県と調整を行った。さらに、施設敷地緊急事態への事態進展に備え、必要な防護措置の策定準備を行った。(資料13、14、16参照)

イ 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態発生後、事故対策本部を設置して体制を確立、事故現地対策本部へ状況を通知しつつ、愛媛県原子力災害現地対策本部に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難状況を確認するとともに、全面緊急事態

への事態進展に備え、必要な防護措置実施方針の策定準備を進め、官邸チーム機能班等と情報を共有した。(資料18～20、22参照)

ウ 全面緊急事態

全面緊急事態発生後、原災本部事務局の体制を確立し、官邸、内閣府及びOFC等との情報共有や必要な連絡・調整を行った*。(資料24～29、31参照)

※ 原子力緊急事態宣言後、1回目のスキップで訓練時間を2時間早送りして訓練を再開(原災本部設置)するとともに、2回目のスキップ(46時間(1日半+10時間)早送り、併せて1時間の休憩)を挟み訓練再開、放射性物質が放出・沈着した後との想定下で訓練を継続した(想定上、訓練時程4日目)

③ 原子力被災者生活支援チーム

施設敷地緊急事態発生後、原子力利用省庁執務室に随時参集し、全面緊急事態に備え、原子力被災者生活支援チーム設置等に係る準備を行いつつ、各拠点の機能班と連携し、情報集約・整理を行うとともに、愛媛県庁へ原子力利用省庁の職員を派遣した。全面緊急事態への進展後は、原子力被災者生活支援チームの立ち上げ、被災住民に対する支援施策に係る対応の検討等を行った。(資料32参照)

(4) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

① 官邸・内閣府

ア 官邸及び内閣府の迅速な初動体制の確立

- ・ 内閣府における活動体制は、総括班、住民安全班、放射線班、広報班及び医療班機能を大臣室に配置、プラント班機能を副大臣室に配置する体制であった。発災直後から要員の参集、TV会議の立ち上げ、電話及びパソコン等の機器の設置、執務環境の整備等が迅速に行われていた。特に限定的な室内空間の整理や要員個々の役割分担が的確であり、短時間で実動可能な体制を構築できていた点が高く評価できる。

イ 情報共有のための手段の有効活用

- ・ 大臣室において、総括班は電子ホワイトボードの表示のため専従要員を配置し、その時点で必要な情報については適宜画面を切り替え表示するなど情報共有に努めていた。同時に、TV会議を常時活用し、OFCにおける会議のモニターやERCとの拠点間における意思疎通のために有効に活用していた。
プラント班は、オーバーレイ、手書き図、書画カメラ等を活用し、幹部に対して適時かつ理解しやすい説明を実施した。放射線班及び医療班においては、ホワイトボードを活用してクロノロから得られた状況の推移等に係る主要な情報を共有し、効率的に共通の状況認識の形成に活用していた。

② ERC

ア 逐次参集における初動体制の確立

- ・ 休日を想定した逐次参集状況において、ERCチーム総括班をはじめ各機能班の要員は、登庁次第それぞれの機能班へ参集し、マニュアル

に従い班長の登庁を待たずに自律的に業務を開始した。情報の集約、クロノロへの登録、関係省庁への連絡等の初動対応が円滑に実施された。

- 各機能班は訓練の積み重ねによる機能班業務に対する理解の深まりが見られ、班長不在時や多忙時でも班員が役割を理解して主体的に行動していた。ERC全体として、実災害対応に耐えうる基礎的な対応力が確認された。

イ 情報共有ツールの効果的活用

- NISS並びに電子ホワイトボード及び手書きホワイトボード等を併用し、事象の進展、対応状況、幹部指示等を可視化し、各機能班内外で共有することにより、ERC内での認識統一が図られ、対応の遅れ防止に寄与していた。

ウ 組織的・分担型の業務遂行

- 総括班においては、取りまとめ報作成、クロノロジー管理、通知・連絡業務などを各係が連携して処理しており、業務が特定個人に集中せず、組織として機能していた。

エ 受け手を意識した資料作成

- プラント関連の情報は、専門用語や略語が多く使用されているが、プラント班が作成した報告資料や情報共有資料等においては、原子力に関する専門的知識を有しない者でも容易に理解できるよう、受け手を意識した資料作成が行われていることを確認した。

オ 広報班及び国際班における専門的対応力

- 広報班においては、初動体制の確立が早く、記者ブリーフィングの運営等の専門的事項についての的確に対応されていたことを確認した。特にフェイクニュース等の誤情報に対して、記者ブリーフィング、SNSによる情報発信により、事実に基づき行動する様に注意喚起がなされている等、適切な国民向けのメッセージの発信がなされていたことが確認できた。
- 国際班においては、IAEA通報における時刻(UTC/JST)や単位の違いを意識した対応、ホワイトボードを用いた通報管理が的確に行われていたことを確認した。

③ 原子力被災者生活支援チーム

ア チームの立ち上げ、初動対応

- 各班の班長及び訓練経験が豊富な班員を中心に、機能班マニュアル等から対応事項を把握し、参集確認、班内役割分担及び機能班相互の情報共有等が円滑に実施されていた。

イ 他機能班・関係機関と連携した被災者の生活実態を意識した活動

- 避難生活、医療・福祉、生活支援物資、生活再建といった事項について、制度説明にとどまらず被災者の立場及び生活への影響を意識して整理・検討が行われていた。また、原子力災害対応の中でも、住民の生活に直結する観点を持って対応されていた。
- 医療班、住民安全班、自治体支援関係者等と連携しながら、被災者支援に必要な情報の収集・共有を行った。また、生活支援は単独では完

結しないことを踏まえ、横断的な調整・情報連携を意識した活動がなされていた。

【改善すべき事項及び今後の対策】

① 官邸・内閣府

ア 大臣室の過密な勤務環境

- 大臣室に主たる機能を集約したことにより、幹部等への報告及び各機能班間の情報共有等の活動が円滑に行えた。一方、事態の進展に応じ階下の副大臣室への機能分散により、大臣室の過密化に一定の改善が図られたものの、幹部や要員の動線の確保、ホワイトボードや掲示物の設置スペースの不足等の各種活動に支障を与えていることを確認した。長期間の活動や対応要員の増加を見据えた場合、必要な広さを有する部屋の確保や状況に応じた人員の増減等の対策が必要である。

② E R C

ア 参集状況の把握・情報共有の不徹底

- 総括班から各機能班へ参集状況の報告要請がなされたものの、未回答や確認漏れにより、正確な参集人員の把握ができていない場面が見られた。分単位で状況が変化し各機能班の担当する要員も確定できない逐次参集においては、N I S Sによる報告のみではなく、直接確認や再確認が必要である。

③ 原子力被災者生活支援チーム

ア 情報の収集・整理・共有

- 一部の機能班において、N I S Sに掲載された情報の見逃しやホワイトボードへの誤情報の記載等の不具合があった。重要な情報源であるN I S S 端末確認の専門担当者の配置や効果的なホワイトボードの記載要領等、確実な情報の収集・整理・共有に関して要領を確立し、機能班マニュアル等により周知することが必要である。

2.1.2 地方公共団体災害対策本部等運営訓練

(1) 訓練概要

発電所の事故進展に応じて、関係地方公共団体において災害対策本部等を設置し、地域防災計画等に基づく応急対策を実施するとともに、TV会議等を活用し、E R C、O F C等との間で継続的な情報共有を図った。

(2) 訓練参加機関

愛媛県、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、内子町、伊方町、山口県、上関町 等

(3) 実施概要

愛媛県及び関係市町は、地震発生後、直ちに災害対策本部を設置し、被害状況の確認等を行い、必要な対応を検討、指示等を実施するとともに事態の進展に応じて防護措置等の対応を行った。その後、緊急事態区分の進展に応じて、地域防災計画等に基づく必要な応急対策を検討し、指示等を発出するとともに、

テレビ会議等を活用しつつ、ERC及びOFCとの間で継続的な情報共有等を実施した。(資料13、18、19、24、25、27、28、34、35参照)

(4) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

① 愛媛県

ア 初動対応における作業指示

- 地震発生を受けて災害対策本部要員が参集後、副統括指令（防災安全統括部長）が作戦司令グループに対して災害対策本部各班の具体的な作業内容を指示した。その後、作戦司令グループが班長会議を開催し、指示内容を伝達したことで、災害対策本部各班では速やかに、本部の立ち上げ及び被災状況の確認等の初動対応を開始した。

イ WEB会議システムを用いたERCとの連携

- 地震発生に伴い県庁に設置した災害対策本部において、原子力安全対策グループでは、ERCチーム住民安全班との間でWEB会議システムの常時の接続により、被害状況等の情報共有や、施設敷地緊急事態における防護措置の内容に関する諸調整を円滑に実施した。担当部署レベルでの調整には、各拠点に一つしかないTV会議の使用は適さないため、当該機器の活用は効率的かつ効果的であった。

② 伊方町

ア 初動体制の確立

- 地震発生に際し、町職員2名により速やかに対策本部会議室のNISS等の立ち上げを完了した。14時05分、館内放送により14時15分から第1回伊方町災害対策会議の開催が周知された。14時06分には、愛媛県に対し参集報告が実施されており、速やかかつ円滑に初動対応が行われた。

イ 電話問い合わせに内容の情報共有

- 電話による問い合わせ対応は、主に4名の職員により行われた。頻度の高い問い合わせ対応であったが、内容確認後の取りまとめ担当への報告に合わせ、全職員に対する周知が図られおり、本部全体の情報共有がなされていた。

2.1.3 地方公共団体現地災害対策本部等運営訓練

(1) 訓練概要

発電所の事故進展に応じて、OFCに現地災害対策本部を設置し、WEB会議等を活用し、県災害対策本部やOFCとの間で継続的な情報共有を図った。

(2) 訓練参加機関

愛媛県、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、内子町、伊方町、山口県、上関町 等

(3) 実施概要

愛媛県は、施設敷地緊急事態の発生によりOFCに職員を派遣、現地災害対

策本部の設置を災害対策本部会議にて決定し、同本部の運営を行うとともに、N I S S等を活用し、県災害対策本部、伊方町災害対策本部及び国の原子力災害現地対策本部との間で継続的な情報共有等を実施した。(資料34参照)

① 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態発生後の28日18時15分、第2回愛媛県災害対策本部終了後、本部長から愛媛県現地災害対策本部の設置が指示された。O F Cに職員を到着後、機器立ち上げ並びに主要活動ボード、他の準備を速やかに実施し、国等との連絡体制の強化及びO F Cにおける活動体制を確立した。その後、愛媛県現地災害対策本部は、県災害対策本部等との連携により、国や関係機関と情報共有を図るとともに、住民の防護措置に係る国、関係地方公共団体及び実動組織等との調整、連携を図り、各種の応急対策活動を実施した。(資料18、19参照)

② 全面緊急事態

全面緊急事態の発生後、愛媛県現地災害対策本部は、合対協全体会議に参加し、全面緊急事態に関する情報の共有、緊急事態応急対策の確認・調整及び相互協力のための調整等を実施した。また、愛媛県現地災害対策本部は、住民の防護措置に係る国、関係地方公共団体及び実動組織等との調整、連携を図り、各種の応急対策活動を実施した。(資料24、25、27、28参照)

(4) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

① D X機器の活用

- ・ 県現地災害対策本部住民安全チームは、設置階の異なる現地住民安全班との間でWEB会議システムによる常時接続体制を構築し、災害発生に伴う住民避難の確認、屋内退避及び避難ルート等に関する情報共有、公示・指示文の確認他、避難住民の安全確保に関する情報共有を実施していた。

2.1.4 OFC運営訓練

(1) 訓練概要

O F C内組織の運営を通じて、防護措置に係る関係地方公共団体等との具体的対策の検討、調整等を行った。

(2) 訓練参加機関

内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、関係地方公共団体、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、四国電力株式会社 等

(3) 実施概要

① 警戒事態

警戒事態の発生により、伊方原子力規制事務所の原子力防災専門官は、直ちにO F Cに事故現地警戒本部を設置するとともに、原子力防災設備・資機

材等の機能確認を実施し、異常がないことを確認した。(資料13、14、17参照)

② 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態の発生を受け、事故現地対策本部を設置するとともに、ERC等とTV会議を接続し、プラント状況、関係地方公共団体への要請及び施設敷地緊急事態における防護措置実施状況等を情報収集した。

訓練2日目、原子力防災専門官は、OFCに到着した事故現地対策本部長(内閣府副大臣(原子力防災担当))以下の国要員に対し、状況報告を実施した。

事故現地対策本部長は、第2回事故連を開催し、プラント状況、防護措置実施状況等を確認するとともに、全面緊急事態への進展に備え、避難及び屋内退避の対象者数、避難先、避難経路及び輸送手段の確保状況等、防護措置方針を共有した。(資料18～20、23参照)

③ 全面緊急事態

原子力緊急事態宣言の後^{※1}、内閣府副大臣(原子力防災担当)を本部長とする原災現地本部を設置して、内閣府大臣官房審議官を事務局長とする第1回合対協全体会議を開催し、原子力緊急事態宣言、指示及び公示の周知並びに防護措置の実施状況を確認するとともに、プラント状況、避難状況等及び今後の対応方針について、国、関係地方公共団体及び実動組織等と情報共有した。また、模擬記者会見による報道対応を実施した。(資料24～26参照)

訓練2日目の午後^{※2}、愛媛県八幡浜市及び西予市の一部地域においてOIL2基準値を超える見込み区域が発生したとの想定で、国、関係地方公共団体及び実動組織により、住民の一時移転に係る防護措置等の実施要領の検討を行い、中央との調整を経て、第N回合対協全体会議を開催し、一時移転対象地区に係る住民数、避難先・避難経路、住民の輸送手段の確保状況を含む一時移転に係る防護措置及び指示文の確認を行った。(資料27～29、33参照)

※1 原子力緊急事態宣言後に、1回目のスキップで訓練時間を2時間早送りして訓練を再開した。(この間に原災本部設置)

※2 2回目のスキップ(46時間(1日半+10時間)早送り、併せて1時間の休憩)、放射性物質が放出・沈着した後との想定下で訓練を継続した。(想定上、訓練時程4日目)

(4) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

① 初動体制の確立及び初動対応

- ・ 発災直後、OFCに最初に到着した原子力防災専門官は、通信機器の点検と並行し、ERCと連絡体制を確立した。また参集した運営支援業者に対し、OFCの外観チェック及び通信設備、非常用電源、空調設備等の館内設備の動作確認を速やかに指示するとともに、事態の進展を見越した的確な指示をしていた。

② 班員に対する情報共有及び統制事項

- ・ 住民安全班は、施設敷地緊急事態における参集後、速やかに副班長は、これまでの事態の流れについて要点を絞って分かりやすく班員に説明し、今後、住民安全班として実施すべき業務について積極的に指示していた。総括リーダーは、班員が円滑に業務を実施するためのN I S S入力要領等に関する統制事項について、明確に指示していた。

③ 機能班間の情報共有

- ・ 医療班は、県現地災害対策本部、住民安全班との間で、安定ヨウ素剤の備蓄状況及び緊急搬送要否並びに避難退域時検査の対応情報等の共有を適宜実施していた。
- ・ 実動対処班は、使用地図を住民安全班に隣接したボードに掲示し、都度住民安全班の掲示情報との整合性を確認して、情報の精度向上を図った。

④ 班員の能力向上

- ・ 広報班では、班長・班長代理、原子力事業者要員等からの事故進展や防護活動の丁寧な説明がなされたほか、次の一手の呼びかけによる機能班活動が統制されており、全班員の対応能力の向上が図られた。

⑤ SOBO-WE Bの活用

- ・ 訓練中の一場面において、限定的ではあるものの訓練シナリオ中の被害情報を新総合防災情報システム（SOBO-WE B）に入力し、それぞれの情報がどのように表示されるのかを確認した。同システムは、道路の通行止め等の被害状況だけでなく、避難所の避難住民の状況、警報等の発報地域、住民等がSNSにより発信する被害情報等を確認することができ、災害対応に関するあらゆる情報の共有ツールとして優れていることが確認できた。リアルタイムの被害状況の認識及び各種災害応急対策立案に大変有効なツールであるため、原子力総合防災訓練等への活用は勿論のこと、実発災対応時における活用が大いに期待できる。

【改善すべき事項及び今後の対策】**① 活動状況の認識統一**

- ・ 一部の機能班において、現状の認識に齟齬があるまま活動を実施している場面が確認された。特に訓練時程のスキップ間における実施事項が多い機能班については、当該事項の実施の有無にかかる班内や班間の誤認を招き活動の判断に齟齬を生じる恐れがあるため、関係部署に能動的に確認し、主要活動ボードへ記載する等、認識統一を図ることが望ましい。

2.2 その他訓練項目**2.2.1 緊急時対応要員参集訓練****(1) 訓練概要**

伊方発電所の事故進展に応じて、各拠点に参集することとなっている緊急時対応要員の参集を実施^{*}した。

※ 実員の移動については、別計画の要素訓練として実施した。

(2) 訓練参加機関

指定行政機関等、指定地方行政機関等、地方公共団体等、指定公共機関等、指定地方公共機関等、四国電力株式会社

(3) 実施概要**① 警戒事態における緊急輸送の調整**

警戒事態の発生後、更なる事態進展に備え、内閣府副大臣（原子力防災担当）及び内閣府大臣官房審議官等をOFCへ、原子力規制庁職員を即応センターへ派遣する準備を行った。また、緊急輸送関係省庁に対し、緊急輸送の支援の準備を要請した。

② 施設敷地緊急事態における緊急輸送

施設敷地緊急事態の発生に伴い、事故対策本部は関係省庁に対して緊急輸送の支援を要請して、内閣府副大臣（原子力防災担当）、内閣府大臣官房審議官及び担当職員をOFCへ派遣し、また、原子力規制庁職員を即応センターへ派遣した。さらに、全面緊急事態への進展に備え、関係省庁や指定公共機関等に対し、事故現地対策本部要員となる関係職員の派遣準備を要請した。

③ 全面緊急事態における緊急輸送

全面緊急事態発生に伴い、原災本部事務局は自衛隊に対する緊急モニタリング支援や避難の救助等の支援活動を目的とした部隊等の派遣を要請した。

(4) 評価結果**【良好な事項及び助長策】****① 先行したOFC要員派遣手段等の検討**

- ERCチーム運営支援班は、要員が概ね参集した28日14時55分、今後の事態が進展した場合に現地への要員派遣が必要になると判断し、先行して派遣ルートを選定に着手し、ERCチーム総括班より正式な要員派遣手段検討の発注があった15時50分時点で、概ねのルート選定は完了する等、事態進展に備えた対応を先行的に実施した。

2.2.2 緊急時通信連絡訓練**(1) 訓練概要**

原子力事業者からの事故情報や緊急時モニタリング及び海上モニタリングの測定結果、愛媛県災害対策本部等で決定した災害応急対策の内容等を、関係機関に通報し、緊急時における関係機関間の通信連絡を行った。

(2) 訓練参加機関

指定行政機関等、指定地方行政機関等、地方公共団体等、指定公共機関等、指定地方公共機関等、四国電力株式会社 等

(3) 実施概要

緊急事態区分の進展に係る原子力事業者通報や、応急対策等の内容について、迅速に関係機関とメールやFAX等により通信連絡を実施した。また、TV会議により、官邸、内閣府、ERC、OFC、関係地方公共団体災害対策本部等で指示伝達や情報共有等の通信連絡を実施するとともに、映像伝送を活

2.2.2 緊急時通信連絡訓練 2.2.3 国、地方公共団体、実動組織等の連携訓練 2.2.4 緊急時モニタリング訓練

用した情報共有を図ることにより、通信設備・機器の操作方法等の習熟を図った。(資料14、20、26、29参照)

(4) 評価結果

【改善すべき事項及び今後の対策】

① 機材故障に即応するための代替機材の備え

- ・ ERCのFAX機の故障に際し、他のFAX機で代替することとなったが、官邸チーム機能班に対する宛先の確認に時間を要した。特に緊急時における通信連絡の錯綜は各種判断に直接影響することから、あらかじめ代替機材の指定等、予想されるトラブルに備えておくことが必要である。

2.2.3 国、地方公共団体、実動組織等の連携訓練

(1) 訓練概要

国、地方公共団体、実動組織、事業者等の間で、事態の進展に応じて迅速な情報収集及び共有、必要な連絡調整及び連携した訓練等を行うとともに、孤立集落への対応や断水対策、避難経路確保、通信環境復旧等を実施した。

(2) 訓練参加機関

指定行政機関等、指定地方行政機関等、地方公共団体等、指定公共機関等、指定地方公共機関等、四国電力株式会社 等

(3) 実施概要

緊急事態区分の進展に応じて、各機関・各拠点間における必要な情報共有や連絡調整等を行った。特に、OFCにおける実動組織や事業者と原災現地本部及び愛媛県現地災害対策本部等との間における情報共有、連絡調整、対応方針検討、意思決定等を適時適切に実施した。

また、実動組織や関係機関と連携し、複合災害時における孤立集落への対応や断水対策、避難経路確保、通信環境復旧等を行った。

(4) 評価結果

【改善すべき事項及び今後の対策】

① 訓練時間の確保・充実

- ・ 訓練時間が限られていたため、現地各機能班が相互又は他機関等と連携する状況が、参加人数に対して乏しかった。現地における参加機会は限られるため、訓練時間の確保が望まれる。

2.2.4 緊急時モニタリング訓練

(1) 訓練概要

緊急時モニタリング実施計画の策定等を行うとともに、国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関が連携して、航空機モニタリングを含めた緊急時における環境放射線のモニタリングを行った。

(2) 訓練参加機関

内閣府、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、原子力規制委員会、防衛省、愛媛県、四国電力株式会社、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

(3) 実施概要

警戒事態の発生後、上席放射線防災専門官は、EMCの立ち上げ準備を開始した。また、愛媛県は、愛媛県原子力センターに愛媛県モニタリング本部を設置し、緊急時モニタリングの実施体制を確立した。

施設敷地緊急事態の発生後、上席放射線防災専門官は、ERCチーム放射線班の指示に基づきEMCを立ち上げ、緊急時モニタリング活動を開始した。また、指定公共機関等の派遣要員がEMCに参集した。

ERCチーム放射線班は、愛媛県の緊急時モニタリング計画を基に、緊急時モニタリング実施計画を作成するとともに、事態の進展に応じて、EMCの意見も踏まえつつ、適宜改訂した。

EMCは、緊急時モニタリングの実施内容の検討・指示、モニタリングカーによる走行サーベイ、可搬型MPの設置及び環境試料の採取等の緊急時モニタリング、並びに結果の取りまとめ作業を行うとともに、モニタリング結果を、ERC及び現地放射線班に共有した。

ERCチーム放射線班は、このモニタリング結果を取りまとめて評価し、その結果を官邸、内閣府、ERC及び現地各機能班、並びにEMCに共有した。

また、愛媛県内のUPZ内外を対象とした有人・無人航空機モニタリングを、併せて実施した。(資料36、54参照)

(4) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

① 迅速な県モニタリング本部立ち上げ

- 地震発生直後、愛媛県原子力センターでは、職員の安否確認及び設備、機器の点検を実施するとともに、RAMISを大型画面に表示しMPの欠測等の確認を開始した。14時9分頃には、県災害対策本部から県原子力センターに県モニタリング本部を設置するとの連絡を受け、直ちにあらかじめ定められた愛媛県緊急時モニタリング計画に基づき活動を開始する等、迅速かつ的確な初動対応がとられていた。

② 適時適切な情報収集・共有

- EMCでは、NISSのメール受信の専従要員を充て、MP欠測情報、緊急時モニタリング実施計画、気象情報等の重要情報を受信した際に大声で周知をさせていた。また、他部署との特に重要な事項の情報共有については、メール送信後の電話又は使送により連絡を適切に実施した。

③ 効果的・効率的な試料採取

- 愛媛県原子力センターでは、水試料の採取において、各浄水場に採取容器などの試料採取キットを預けており、浄水場の職員が採取した試料をEMCの測定分析担当が回収する方法をとっていた。迅速かつほぼ同時

2.2.4 緊急時モニタリング訓練 2.2.5 P A Z及び予防避難エリア内の施設敷地緊急事態要避難者の避難訓練

刻の試料の採取が可能であり試料評価上も有益である。

④ 無人航空機等によるモニタリング（実動訓練）

- ・ 30日、伊方町瀬戸地域において航空機モニタリングに使用する無人航空機等の実飛行を確認した。JAEA職員及び関連会社社員により、無人ヘリコプター、無人航空機（飛行機）及びドローンの3種類の無人航空機等による実飛行を実施し、いずれも事前にプログラミングした自動操縦により安全な離陸、飛行及び着陸を実施していることを確認した。

2.2.5 P A Z及び予防避難エリア内の施設敷地緊急事態要避難者の避難訓練

(1) 訓練概要（実動訓練）

訓練2日目、施設敷地緊急事態に伴う国の要請を受け、地震に対する安全確保を講じた上で、P A Z及び予防避難エリア内の施設敷地緊急事態要避難者の避難を実施した。(資料37、38参照)

(2) 訓練参加機関

愛媛県、伊方町、愛媛県災害多言語支援センター 等

(3) 実施概要

伊方町において、社会福祉施設の施設敷地緊急事態要避難者の避難訓練を実施した。訓練では福祉車両、実動機関のヘリコプターを活用した。また、一時集結所において、外国人の避難誘導訓練を実施した。

① 社会福祉施設の施設敷地緊急事態要避難者の避難訓練

施設名	移動手段	避難先
三崎つわぶき荘	福祉車両	(三崎高校グラウンド)
(三崎高校グラウンド)	海上自衛隊ヘリコプター	(陸上自衛隊小野演習場)
(陸上自衛隊小野演習場)	福祉車両	ガリラヤ荘

② 外国人の避難誘導訓練

一時集結所である伊方スポーツセンターにおいて、愛媛県災害多言語支援センター（県、県国際交流協会）と連携し、外国人避難者に対し、多言語による災害情報や支援情報等を提供した。

(4) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

① 迅速な要配慮者の避難

- ・ 8時30分、特別養護老人ホーム「三崎つわぶき荘」では、施設長の誘導と施設職員4名が要配慮者3名に対してストレッチャー1台、車いす2台による館内からの搬送と福祉車両へのリフトを使った迅速な乗車、声掛けによる安全な固定を確認した。搬送の際は、職員による口頭での体調確認や毛布の準備による要配慮者への良好な対応を確認した。

② 外国人避難者に対する支援

- ・ 外国人避難者に対して受付前のパネルに各言語で「受付」と「現在、放

放射性物質の放出はありません」との掲示がされており、受付においても多言語ボードや三者通話による対応などの外国人避難者に対しても不安を軽減させる措置が取られていた。

- ・ 受付付近に外国人向けのパンフレットが用意されていたが、以前の訓練においては、国単位で用意されていたものが、より受け入れられやすい言語単位に変更されていた。

2.2.6 PAZ及び予防避難エリア内の住民避難訓練

(1) 訓練概要（実動訓練）

訓練2日目、原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、PAZ及び予防避難エリア内の住民について、自然災害の対応にも留意しつつ、被災状況を踏まえた避難先の調整、輸送手段の確保、住民への広報活動等を行った上で、指定された避難所への案内、避難者の受入れ等を行った。避難の実施に当たっては、地震被害により住民避難が困難となった状況等を想定し、バスや自家用車に加え、実動機関のヘリコプター、船舶及び車両といった多様な手段を活用し所定の避難先への避難を実施した。また、一部の一時集結所では顔認証システムを活用し、避難住民の受入業務の円滑化を図った。（資料25、26、39～41、53参照）

(2) 訓練参加機関

愛媛県、伊方町、松前町、松山市 等

(3) 実施概要

① 伊方地域（バス）

一時集結所	移動手段	避難先
伊方スポーツセンター	バス	松前町国体記念ホッケー公園 体育館

② 伊方地域（バス、海上保安庁ゴムボート併用）

一時集結所（経由地）	移動手段	避難先（経由地）
田之浦集会所（田之浦漁港）※	海上保安庁 ゴムボート	（伊方港）
（伊方港）	バス	松前町国体記念ホッケー公園 体育館

※ 田之浦集会所から田之浦漁港まで徒歩移動を行った。

③ 瀬戸地域（バス）

一時集結所	移動手段	避難先
瀬戸総合体育館	バス	松前町国体記念ホッケー公園 体育館

④ 瀬戸地域（伊方町車両、海上自衛隊ボート及び船舶併用）

一時集結所（経由地）	移動手段	避難先（経由地）
瀬戸総合体育館	伊方町車両	（三机港）
（三机港）※	海上自衛隊ボート及び船舶	松山港

※ 三机港から三机沖で待機していた海上自衛隊船舶まで海上自衛隊ボートによる移動を実施した。

⑤ 瀬戸地域（陸上自衛隊ヘリコプター）

一時集結所	移動手段	避難先
瀬戸総合体育館（瀬戸三机ヘリポート）	陸上自衛隊ヘリコプター	松山空港

※ 瀬戸総合体育館から瀬戸三机ヘリポートまで徒歩移動を行った。

⑥ 三崎地域（放射線防護対策施設での屋内退避）

避難元	移動手段	避難先
自宅	自家用車等	串防災センター
		与修防災センター
		佐田岬防災センター

⑦ 三崎地域（陸上自衛隊ヘリコプター）

一時集結所（経由地）	移動手段	避難先（経由地）
与修防災センター	陸上自衛隊ヘリコプター	（松山空港）
（松山空港）	バス	松前町国体記念ホッケー公園 体育館

⑧ 三崎地域（バス、海上保安庁船舶併用）※

一時集結所（経由地）	移動手段	避難先（経由地）
三崎総合体育館	伊方町車両	（三崎港）
（三崎港）	海上保安庁船艇（大分県）	（乙津港）
（乙津港）	バス	由布市役所

※ 訓練前に発生した大分市佐賀関の大規模火災により、計画されていた大分県への海路避難は中止された。訓練当日、代替として三崎港で海上保安庁（愛媛県）の船舶見学が実施された。

（4） 評価結果

【良好な事項及び助長策】

① 放射線防護対策施設（三崎地域）における活動

- ・ 29日8時50分、串防災センターでは区長と伊方町職員1名による駐車場での住民誘導と館内での名簿での受付、声掛けでの体調確認を行い、

内覧による施設内の説明で換気設備機械室でのダンパー閉止を実演した。操作盤の横には操作マニュアルが据え付けてあり、避難住民も容易に起動できることを確認した。また、本施設は旧佐田岬小学校を活用しての放射線防護対策施設ということで、避難スペースは10部屋と十分なエリアの確保ができていた。

- ・ 佐田岬防災センターでは、施設の陽圧化を避難住民が実施するために伊方町職員が陽圧化装置の操作方法のレクチャーに続き住民による実操作の実施により一連の操作の理解を向上させていた。

② 一時集結所（伊方スポーツセンター）における活動

- ・ 伊方スポーツセンターにおける受付では、顔認証システム（防災DX）を使用した受付が実施されており、所要時間も一人当たり約10秒程度と迅速に受付作業が行われた。システム登録されていない住民にも用紙チェックでの対応を行っており、円滑に受付対応が実施されていた。また、外国人受付においても多言語ボード・三者間通話など外国人に対応する設備が整っており、円滑に受付対応が行われていることを確認した。

③ 広域避難所（松前町国体記念ホッケー公園 体育館）における活動

- ・ 避難住民を乗せたバスが到着後、伊方町職員の先導により受付・問診と実施し、伊方町職員・松前町職員間の住民の引継ぎが円滑に行われていることを確認した。また、受付後は問診を行っており、避難住民の体調や、持病などについてなど詳しい避難住民の状況を確認していた。
- ・ 広域避難所への移動の車内においては、引率する職員から避難住民へ体調不良者を確認する声かけが行われていた。

【改善すべき事項及び今後の対策】

① 避難所等における動線の明示

- ・ 広域避難所の松前町国体記念ホッケー公園 体育館にバスで到着時、体育館の受付入口が分からず、受付をすることなく屋内に入場しそうな場面が見られた。動線の表示、誘導員の配置の処置が必要である。

2.2.7 UPZ内住民の屋内退避訓練

(1) 訓練概要（実動訓練）

訓練3日目、原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの屋内退避の指示を受け、UPZ内の住民等への広報活動、各機関の情報伝達等を行い、家屋倒壊等により屋内退避が困難な場合の想定も含めて、避難所等における住民等の屋内退避を実施した。併せて、屋内退避の意義等の理解促進を図った。（資料25、26参照）

(2) 訓練参加機関

愛媛県、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、内子町、山口県、上関町 等

(3) 実施概要

原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、UPZ内の自宅等における

屋内退避手順の確認を実施した。なお、家屋倒壊等により屋内退避が困難な場合の想定も含めて、近隣の避難所等での屋内退避を実施した。また、防災行政無線、広報車、緊急速報メール等による情報伝達等を実施した。

2.2.8 UPZ内一部住民の一時移転訓練

(1) 訓練概要（意思決定訓練及び実動訓練）

訓練2日目、意思決定訓練として、OIL2基準値を超える見込み区域の発生による一時移転の避難経路の検討や避難退域時検査場所の選定等を行い、移転計画を策定し、指示の内容を決定した。

訓練3日目、住民参加の一時移転訓練として、安定ヨウ素剤の緊急配布、人員及び車両の避難退域時検査、並びに簡易除染を実施した。一時移転の実施に当たっては、あらかじめ避難計画等により定められた一時集結場所に集合し、手配されたバス等に乗車して、地震被害を踏まえて調整された県内の避難先への避難を実施した。

(2) 訓練参加機関

内閣府、原子力規制庁、愛媛県、松山市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、久万高原町、内子町、松前町、砥部町、鬼北町 等

(3) 実施概要

① 一時移転の意思決定訓練

訓練2日目、愛媛県八幡浜市及び西予市の一部地域において、OIL2基準値を超える見込み区域が発生したとの想定で、各拠点及び関係地方公共団体等による一時移転対象地区の検討や、国、関係地方公共団体及び実動機関等の合同による諸調整を経て、防護措置を計画し、原災本部から発出する指示、公示の内容を決定した。(資料27、29参照)

② UPZ内一部住民の一時移転訓練（実動訓練）

訓練3日目、愛媛県宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市及び内子町は、個別に県内外への一時移転訓練を行った。(資料28、42～52参照)

ア 宇和島市（立間地区）

避難者は立間小学校にて、安定ヨウ素剤（模擬）の配布を受け移動した。

避難元	移動手段	避難退域時検査（経由地）	避難先
立間小学校※	バス	宇和島市 南楽園	鬼北町 鬼北総合公園体育館

※ 地区集会所等で屋内退避を実施後、自家用車等で立間小学校に移動した。

イ 宇和島市（嘉島地区）

避難元	移動手段	避難退域時検査（経由地）	避難先
嘉島小学校	徒歩	(嘉島港)	-
	海上保安庁船艇	(宇和島港)	
	バス	宇和島市 南楽園	

ウ 八幡浜市（白浜地区）

避難者は白浜小学校にて、安定ヨウ素剤（模擬）の配布を受け移動した。

避難元	移動手段	避難退域時検査（経由地）	避難先
白浜小学校	バス	伊予市 しもなだ運動公園 グラウンド	松山市 愛媛県武 道館

エ 八幡浜市（双岩地区）

避難元	移動手段	避難退域時検査（経由地）	避難先
自宅	自家用車等	（八幡浜市環境センター）	松山市 愛媛県武 道館
	徒歩	（若山場外離着陸場）	
	陸上自衛隊 ヘリコプタ ー	（松山空港）	
	バス（ヘリ降 機後）		

オ 八幡浜市（真穴地区）

避難元	移動手段	避難退域時検査（経由地）	避難先
自宅	自家用車等	（真網代漁港）	—
	海上保安庁 ゴムボート 漁業取締船	（三瓶港）	

カ 八幡浜市（社会福祉施設）

避難元	移動手段	避難退域時検査（経由地）	避難先
青葉荘	福祉車両	伊予市 しもなだ運動公園 グラウンド	松山市 高井の里

キ 大洲市（長浜地区）

避難者は長浜コミュニティセンターにて、安定ヨウ素剤（模擬）の配布を受け移動した。

避難元	移動手段	避難退域時検査（経由地）	避難先
長浜コミュニテ ィセンター	バス	伊予市 しもなだ運動公園 グラウンド	松山市 愛媛県県 民文化会館

ク 大洲市（社会福祉施設）

避難元	移動手段	避難退域時検査（経由地）	避難先
清祥会ひまわり	福祉車両	伊予市 しもなだ運動公園 グラウンド	松山市 ていれぎ 荘

ケ 伊予市（双海地区）

避難者はしもなだ体育館にて、安定ヨウ素剤（模擬）の配布を受け移動した。

避難元	移動手段	避難退域時検査（経由地）	避難先
しもなだ体育館	バス	伊予市 しもなだ運動公園 グラウンド	松前町国体記念ホ ッケー公園体育館

コ 西予市（下宇和地区）

避難者は皆田小学校にて、安定ヨウ素剤（模擬）の配布を受け移動した。

避難元	移動手段	避難退域時検査（経由地）	避難先
皆田小学校※	バス	内子町役場内子分庁舎	久万高原町 久万町民館

※ 下宇和地域づくり活動センターで屋内退避を実施後、徒歩で皆田小学校に移動した。

サ 内子町（黒内坊地区）

避難者は黒内坊集会所にて、安定ヨウ素剤（模擬）の配布を受け移動した。

避難元	移動手段	避難退域時検査（経由地）	避難先
黒内坊集会所	バス	内子町役場内子分庁舎	砥部町 ひろた交流センター

（4）評価結果

【良好な事項及び助長策】

① 一時移転の意思決定訓練

ア O I L防護措置実施資料作成に関する対応

- ・ 29日に行われた一時移転の意思決定に係るブラインド訓練において、指定された対象区域に対して、愛媛県災害対策本部と適切に連携して住民の情報等を確認、関連地方公共団体との質疑応答のうえ、O I L防護措置資料の作成を行い、合対協全体会議において確認した。

② UPZ内一部住民の一時移転訓練（実動訓練）

ア 小名地区集会所での迅速な屋内退避

- ・ 30日8時55分、小名公民館では自治会長主導で避難住民3名に対して屋内退避の手順や注意事項を読み上げ、分かりやすい説明が行われていることを確認した。説明を受け、全員が「手洗い」「うがい」を行い、外気取り込み防止により窓の施錠と窓枠の隙間を養生テープで目張り、完了後に備蓄品の確認といった一連の屋内退避手順が円滑に行われたことを確認した。

イ 下宇和地域づくり活動センターにおける対応

- ・ 指定避難所である下宇和地域づくり活動センターでは地震による家屋倒壊を想定した屋内退避訓練が実施された、下宇和地域づくり活動センターでは受付後、西予市職員による「原子力防災の基礎知識」講習会が開かれた後、住民に養生テープを使用した外気の遮断を実際行ってもらうなど住民の理解を深める活動が行われていた。
- ・ 下宇和地域づくり活動センターに屋内避難している住民が防災行政無線により一時集結所である皆田小学校に避難を行った。安定ヨウ素剤に関する動画を視聴後、問診票の記入、安定ヨウ素剤の配布まで受付作業が円滑に行われていた。また、「安定ヨウ素剤を希望するか迷っている」「妊婦なので胎児に影響がないか不安がある」という想定住民へ対応する訓練を実施していることを確認した。

ウ 久万町民館における避難者対応

- ・ 広域避難所である久万町民館では、避難住民を乗せたバスが到着後、西予市職員の先導により受付・問診と実施した。問診においては長距離移動の住民へ優しい声掛けと移動での体調確認等も行っていった。また待機会場には防災テント・段ボールベット・ミストバス・トイレ等の展示も行っており住民に対し避難生活の理解を深めることができていた。また、西予市職員、久万高原町職員間の住民の引継ぎが円滑に行われていることを確認した。

エ 大洲市職員の避難者対応

- ・ 避難住民をバスや避難所に誘導する際に、先頭と最後尾に職員を配置し、先頭職員は白旗をもっており、遠くの位置でも先頭の職員がどこにいるのか確認できるようになっていた。また、拡声器を使い避難住民に指示が行き届くよう処置されていた。
- ・ 避難退域時検査のバス車内において、大洲市職員から今どのような検査が行われているのかの説明や、汚染があるかないかなどの今の検査の状況を避難住民に説明が行われていた。また、避難住民からの随時の質問に対し適切に対応されており、大洲市職員の原子力災害はもとより訓練内容に関する理解度の高さが確認できた。

【改善すべき事項及び今後の対策】（実動訓練のみ）**① 防災行政無線について**

- ・ 大洲市では、8時30分、9時、10時に防災行政無線による放送が実施されたが、長浜コミュニティセンターの室内では聞こえづらく、放送の内容を把握するためには外に出て聞く必要があった。放送内容の構内での再放送や防災行政無線を受信できるラジオ等の設置による処置が望まれる。

2.2.9 安定ヨウ素剤緊急配布訓練**(1) 訓練概要（実動訓練）**

訓練2日目及び3日目、原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、PAZ及び予防避難エリア等地域内の住民避難を実施する際、安定ヨウ素剤の緊急配布指示を行った。また、OIL2基準値を超える地域の発生に基づき、UPZ内一部住民の一時移転等を実施する際、住民への安定ヨウ素剤の緊急配布を行った。（資料26参照）

(2) 訓練参加機関

愛媛県、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、内子町、一般社団法人愛媛県薬剤師会、JCHO宇和島病院 等

(3) 実施概要

訓練2日目、PAZ内から避難する住民に対し、一時集結所等において安定ヨウ素剤の事前配布を受けていない住民への緊急配布を行った。また、訓練3

日目、UPZ内から一時移転する住民に対し、一時集結所、避難退域時検査場所において、緊急配布を行った。

(4) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

① 安定ヨウ素剤の緊急配布

- 一時集結所である白浜小学校において、職員から避難住民に対して安定ヨウ素剤の配布を実施した。問診票の記入スペースでは、安定ヨウ素剤の効果や服用するタイミング、副作用、注意事項等が記された説明資料、聴覚障がい者に対応できるよう説明内容の文字起こし資料等が併せて添付されており、避難住民に配慮された資料になっていた。

2.2.10 避難退域時検査・簡易除染訓練

(1) 訓練概要（実動訓練）

訓練3日目、OIL2の判断に基づき、UPZ内一部住民の一時移転を実施する際、避難経路上に避難退域時検査等場所を設置し、避難用車両及び住民の避難退域時検査並びに簡易除染を行った。

(2) 訓練参加機関

愛媛県、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、内子町、四国電力株式会社、陸上自衛隊、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、市立宇和島病院、JCHO宇和島病院 等

(3) 実施概要

訓練3日目、UPZ内から一時移転等してきた住民が乗車する車両に対し検査を実施し、一部に基準を上回る放射性物質の付着を確認した想定により、車両を簡易除染するとともに、当該車両に乗車する住民に対するサーベイメータによる検査を実施し、基準を上回った想定により、簡易除染を行った。（資料55）

(4) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

① 宇和島市南楽園における避難退域時検査・簡易除染

- 30日11時32分、南楽園に到着後にバスの汚染が確認された想定で、住民の代表者1名が降車し検査を行った。測定の見学のため、乗車住民全員が降車し、サーベイメータでの測定を見学した。駐車場で愛媛県の委託担当者から避難退域時検査について、チラシを使っての説明会を開催し、検査の概要や検査手順が住民に適切に説明されたことを確認した。
- 避難退域時検査の説明の際、拡声器を使用して住民全員に対して聞こえるように説明していた。これにより、住民が検査の概要や手順などの理解が深まると思われる。

② しもなだ運動公園における避難退域時検査・簡易除染

- しもなだ運動公園で行われた避難退域時検査・簡易除染訓練は、伊予市、

大洲市、八幡浜市からの避難バス及び福祉車両に対し、車両及び住民検査、簡易除染、通過証の配布までの一連の手順が円滑に行われている事を確認することができた。また、原子力緊急時支援・研修センターから移動式体表面測定車を配置し、代表者検査を待っている住民に対し体験してもらっており、訓練参加住民へ向け、原子力災害時における検査、除染の知見を深めてもらう活動を行っていることを確認できた。

【改善すべき事項及び今後の対策】

① 車両確認検査のスペース

- ・ 車両確認検査・除染場所が同じ場所に位置されており、除染作業はブルーシートが敷かれた場所で行われていた。ブルーシートが敷かれた場所が1か所のみとなっているため、避難車両が多く到着した場合、除染待ちで渋滞することが予想される。避難車両が多く到着した場合を想定し、除染待ちの車両を待機する場所の確保が必要と思われる。

② 対応要員の防護対策

- ・ 住民検査スペースに住民を誘導する職員が防護服を着用しておらず、汚染のリスクがあった。また、責任者等からの着用の指示もなかった。避難住民が汚染されていた場合、汚染拡大のリスクがあるので、検査員同様に防護服の着用が望ましい。

2.2.11 原子力災害医療訓練

(1) 訓練概要

施設敷地緊急事態発生後、不測の事態に備え、国が備蓄する安定ヨウ素剤の輸送を実施した。また、ERC、OFC及び県災害対策本部間で原子力災害医療派遣チームの派遣調整について情報共有を行った。

(2) 訓練参加機関

内閣府、愛媛県、広島大学、市立八幡浜総合病院、市立大洲病院、愛媛県中央病院、愛媛大学医学部附属病院、松山赤十字病院、市立西予市民病院、八幡浜地区施設事務組合消防本部、四国電力株式会社 等

(3) 実施概要

警戒事態において、ERCチーム医療班は地方公共団体に対し、国が備蓄する安定ヨウ素剤の受入れの要否及び輸送先の確認を行った。

施設敷地緊急事態において、ERCチーム医療班は内閣府に対し、受け入れ要請のあった関係地方公共団体へ、国が備蓄する安定ヨウ素剤の輸送実施を要請した。内閣府は要請を受けて輸送を実施し、輸送先において受け渡し作業を実施した。

愛媛県災害対策本部から原子力災害医療・総合支援センター（広島大学）へ原子力災害医療派遣チームの派遣要請を行い、原子力災害医療・総合支援センターは派遣調整結果について県災害対策本部、ERC及びOFCとの間で情報共有を行った。

(4) 評価結果

【改善すべき事項及び今後の対策】

① 汚染傷病者の医療情報の扱い

- ・ 傷病者の個人情報や医療情報等の個人情報の取り扱いについて、状況錯綜下における漏洩のリスクを認識すべきである。汚染状況や措置といった医療情報の発表は受け入れ医療機関に任せる等も含め検討が必要である。

2.2.1.2 物資調達・供給訓練

(1) 訓練概要

避難所等における物資需要を把握し、食料・水等の調達・供給訓練を行った。

(2) 訓練参加機関

愛媛県、伊方町、松前町、公益社団法人愛媛県トラック協会 等

(3) 実施概要（実動訓練）

愛媛県トラック協会と連携し、避難所への備蓄物資搬送を実施した。（資料56）

2.2.1.3 交通規制・警戒警備訓練

(1) 訓練概要（実動訓練）

住民等の安全な避難と緊急時通行車両等の通行路を確保するため、伊方発電所周辺への愛媛県警察による交通規制を実施した。

(2) 訓練参加機関

愛媛県警察

(3) 実施概要

① 交通規制等

住民避難実施時に交通整理・誘導対策等を実施した。

2.3 原子力事業者が参加主体となる訓練

2.3.1 対策本部運営訓練

(1) 訓練概要

地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、四国電力本店（香川県高松市）、同原子力本部（愛媛県松山市）、同東京支社（東京都千代田区）及び伊方発電所（愛媛県伊方町）内に、それぞれ災害対策本部（高松）、災害対策本部（松山）、災害対策本部（東京支社）及び伊方発電所災害対策本部を開設した。また、四国電力本店、原子力本部及び伊方発電所のそれぞれの災害対策本部等内に併せて原子力施設事態即応センター（以下「即応センター」という。）及び緊急時対策所（以下「緊対所」という。）を設置し、緊急事態応急対策を指揮するとともに、TV会議等を活用し、緊対所と即応センター、即応センターとERCとの間で

継続的な情報共有を図った。(資料57-1参照)

(2) 訓練参加機関

四国電力株式会社、原子力規制委員会 愛媛県 等

(3) 実施概要

① 伊方発電所

ア 緊対所の設置・運営

総合事務所建屋内の緊対所にて状況が開始されたが、今後の事象進展を見据えて、32m緊対所へ徒歩移動して再集合した。32m緊対所において、原子力事故等の進展予測を踏まえた事故拡大防止対策等を決定するとともに、災害対策本部に対しプラント状況及び重大事故対策に関する情報共有を緊急時対策支援システム（以下「ERSS」という。）やTV会議等により行った。

② 原子力事業者本社

ア 即応センターの設置・運営

災害対策本部（松山）内に設置した即応センターにおいて、情報共有に必要なTV会議やERSS等を立ち上げ、緊対所からの情報収集を行うとともに、これらの情報の即応センター内への周知、緊急事態に応じた即応センターにおける必要な指示（原子力事業所災害対策支援拠点（以下「災害対策支援拠点」という。）の設置、他原子力事業者への支援要請、プレス資料の作成など）及び各機能班からの報告等の活動を実施した。

イ ERCチームプラント班との情報連携

緊対所及び即応センターで整理したプラント状況（主要時系列、緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）や、該当事象の通報状況、事象発生状況）等について、TV会議及び書画カメラによる画像情報を利用し、即応センターのERC対応要員がERCチームプラント班との情報共有を実施した。

ウ 他事業者への協力要請

原災法10条事象発生に伴い、他原子力事業者へ事象の状況を共有するとともに、原子力事業者間の協力協定に基づき、対応への協力要請を実施した。

エ ERCチーム医療班との情報連携

伊方発電所において放射性物質汚染を伴う傷病者が発生した際、傷病者の状態や医療機関への搬送等について、統原防FAXや電話を利用し、情報共有を実施した。

(4) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

① 発電所

ア 緊対所における活動

- ・ 総合事務所建屋内の緊対所から32m緊対所への移動に際して、総括や各班長等による移動要領や人員掌握等の的確な指示により、速やか

な体制の移行がされていた。

- ・ 発災事象に応じた体制の発令・確立、プラント状況の収集、通報連絡、即応センターへの情報共有及び特定重大事故等対処施設も考慮した事故収束に向けた活動を確実に実施していた。

イ 事象の進展に対する判断、報告及び情報共有

- ・ 最新のプラント状況の把握により正確で迅速な事象評価を行い、事象緩和のため有効な対策を立案し、復旧対策を決定していた。
- ・ 定期的なブリーフィングを実施し、適切に認識共有を図っていた。
- ・ 運転班及び調査復旧班をはじめ各機能班からのマイクを使用した適宜の必要情報の発信により、確実な情報共有・意思疎通が行われていた。

ウ 情報の収集と提供のための資機材等の有効活用

- ・ 情報共有の手段として「原子力災害情報システム（時系列システム）」を運用し、状況認識の統一に有効活用していることを確認した。
- ・ 発災状況等の必要な情報を整理し、原子力災害情報システム等の活用により緊対所内及び即応センター等との確実な情報共有を図った。

エ 要員への勤務要領の適宜の指示

- ・ 地震発生後一定時間過ぎた後に、緊対所要員へ余震に備えをした上でのヘルメット脱帽許可により、勤務の負荷の軽減がされていた。また、活動開始約4時間後、要員の体調確認や勤務交替ローテーションの検討指示等の長期間対応を見据え考慮がされていた。

② 原子力事業者本店等

ア 即応センター、各災害対策本部の運営

- ・ 即応センターにおいては、プラント状況、事故の進展予測と事故収束戦略、進捗状況等について、即応センター内で適宜ブリーフィングにより遅延なく共有していたほか、ERC及び愛媛県庁と密接に情報の連携を行っていた。
- ・ 災害対策本部（高松）及び災害対策本部（東京支社）では、発電所からの情報の本部内での共有のほか、それぞれ社外関係個所等との円滑な連携を行っていた。

イ ERCとの情報共有

- ・ ERCチームプラント班が必要とするプラント状況、事故の進展予測と事故収束戦略、進捗状況等の問い合わせを待つことなく、積極的に共有していた。
- ・ 速報情報と追加情報を明確に区別した情報連携がされており、ERCが認識しやすい情報伝達が実施できていた。

ウ 原災法10条確認・15条認定会議

- ・ 災害対策本部（松山）本部長が発生した事象や判断時刻、事象進展予測、事故収束戦略について適切かつ簡潔に説明していた。

2.3.2 通報連絡訓練

(1) 訓練概要

地震や発電所設備の故障等のEAL該当判断に伴う原子力事故等の状況について、社内及び社外関係機関への通報連絡を行った。

(2) 訓練参加機関

四国電力株式会社、原子力規制委員会、愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、山口県、上関町 等

(3) 実施概要

プラントの事象進展、被害状況等を把握し、警戒事態該当事象、原災法第10条事象及び原災法第15条事象等の通報文並びに原災法第25条規定に基づく応急措置の概要を記載した報告文について、社内外関係機関へのFAXによる一斉送信、着信確認等を実施した。

(4) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

① 社内外関係箇所への通報・連絡

- ・ 緊対所は、プラントの事象に応じて適切に社内外の関係機関へ警戒事態該当事象、原災法第10条事象及び原災法第15条事象等の通報連絡を行うとともに、約4分でFAX送信等の処置を完了した。
- ・ 確実なFAX送信手順の実施により、宛先や様式を間違えることなく、全て目標としていた時間内に実施していた。

2.3.3 消火訓練

(1) 訓練概要

発電所構内での火災発生に伴い、発電所の要員による消火活動を行った。(資料57-2)

(2) 訓練参加機関

四国電力株式会社 等

(3) 実施概要

発電所構内の非管理区域（雑个体処理建屋付近）における火災に対して、消防実機材を使用した模擬放水による消火活動を実施した。

(4) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

① 消火活動全般

- ・ 非管理区域火災に伴う通報・連絡、消防班各機材の配置は適切に行われており、消防班長の明確な指揮の下、整齊とかつ円滑に消火活動が実施されていた。

② 的確な関係機材等の状況把握

- ・ プラント消火設備の故障、駆動電源の有無等の的確な状況把握により、速やかな代替消火手段の検討及び情報共有がなされていた。

【改善すべき事項及び今後の対策】

① 消火活動における安全管理

- 活動当初のポンプ車等周辺での人員や機材の交錯場面が多い状況において、作業者が折り畳み脚立により車両荷台から降りる際、脚立の設置状況の確認不足により作業者が脚立ごと転倒した。
予測される事象に対する作業者自らの安全確認と全般指導をする者の確実な安全管理が必要である。

2.3.4 原子力災害医療訓練

(1) 訓練概要

発電所構内で発生した傷病者に対する応急処置及び放射性物質による汚染を伴う傷病者に対する汚染除去等の応急処置並びに関係機関と連携した医療機関への搬送のための構外搬送等を行った。(資料57-2参照)

(2) 訓練参加機関

愛媛県、四国電力株式会社、公益財団法人原子力安全研究協会 等

(3) 実施概要

訓練1日目は、地震発生直後、固体廃棄物貯蔵庫での放射性物質汚染を伴う傷病者発生に連続したタービン建屋での傷病者発生への対応を実施した。2日目は、施設敷地緊急事態下において、2号原子炉補助建家での放射性物質汚染を伴う傷病者発生に対する原子力安全研究協会オンサイト緊急時医療チームと連携した対応を実施した。両日も、汚染除去等の応急処置を発電所構内で実施した後、関係機関と連携し、原子力災害拠点病院への搬送のための中継地点までの搬送等を行った。

(4) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

① 傷病者への処置

- 汚染を伴う傷病者に対する応急治療に関する優先順位を速やかに定め人員を配置し、班長の指揮の下、受傷部位の処置及び除染等が円滑に実施されていた。また、傷病者への適宜の声かけが行われていた。

② 関係機関との連携等

- 愛媛県災害医療対策部に対し、傷病者の搬送先に関しての調整要請等は、適宜行っていた。また、原子力安全研究協会に対し、警戒事態における派遣待機の要請及び施設敷地緊急事態下におけるオンサイト緊急時医療チームの出動要請は、的確に行っていた。
- 施設敷地緊急事態下において派遣された原子力安全研究協会オンサイト緊急時医療チームと事業者の医療チームは、医療処置及び汚染管理において円滑な連携を行っていた。

③ 関係機関への情報共有・要請等

- 応急処置エリアについて、スクリーニング等を行う「ホットエリア」と

汚染が疑われる衣類を脱衣する「脱衣エリア」等、放射性物質による汚染状況に応じて処置が行うことができるエリアに区分されていた。

2.3.5 事故収束訓練

(1) 訓練概要

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、発電所が保有する重大事故等対処設備を活用した事故拡大防止措置を行った。(資料57-2参照)

(2) 訓練参加機関

四国電力株式会社

(3) 実施概要

事故拡大防止措置として、緊対所の停電に備えた発電機の準備を行った。また、通常閉止されている配管を接続し格納容器再循環ユニットへ中型ポンプ車により通水する準備を行った。配管接続訓練は、緊急時対応訓練室のモックアップ設備により行った。

(4) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

① 発電機準備作業時の不測事態対応

- ・ 緊対所発電機準備作業において、絶縁抵抗計が使えない事象が発生したが、速やかに代替の計器を準備し、対応することができた。

② ディスタンスピースの取り付け作業

- ・ 指示役が手順書に基づき指示をし、2名の作業員も声を掛け合いながら確実な作業に心掛けて実施しており、作業後のディスタンスピースやフランジシート面に異常がない的確な作業が実施された。

2.3.6 原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練

(1) 訓練概要

災害対策支援拠点の設置、運営を行い、即応センター等との情報共有を行った。(資料57-3参照)

(2) 訓練参加機関

四国電力株式会社、原子力規制委員会 等

(3) 実施概要

発電所の後方支援を目的とした原子力事業所災害対策支援拠点（愛媛県松山市）の選定、設置及び運営を行うとともに、即応センター等との情報共有や発電所後方支援に関する社内及び関係機関との情報連携を行った。

(4) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

① 原子力事業所災害対策支援拠点等の設営

- ・ 発災3～4日後を想定し、災害対策支援拠点及び前線拠点を選定、資機材を輸送し速やかに設営及び運営を実施した。

② 通信連絡設備を用いた情報入手・情報共有

- ・ 災害対策支援拠点内に設置した指揮所において、TV会議や原子力災害情報システムによりプラントの状況を手入力し、指揮所内での確に共有されていた。
- ・ 社内システムを用いて指揮所と前線拠点の間で活動状況の共有を的確に実施していた。

③ 原子力事業所災害対策支援拠点に派遣された社内外関係機関との情報共有・情報連携

- ・ 原子力規制庁から派遣された職員へ、プラント状況や発電所支援に関する情報共有が適切に図られていた。

④ 前線拠点の運営

- ・ 前線拠点における入退域のための車両誘導から、車両指定箇所検査場所等への誘導、人及び車両の指定箇所検査等、簡易除染及び入退域手続きまで一連の手順を確実に実施していた。各検査場所等においては、看板等により場所や経路が示されていたほか、各場所の移動に際しては要員による案内が行われており、円滑に運営されていた。

2.3.7 原子力事業者支援連携訓練

(1) 訓練概要

原子力災害時における原子力事業者間の協力協定等の取決めに基づき、施設敷地緊急事態発生に伴う要員派遣や資機材提供の支援要請連絡、原子力緊急事態支援組織から提供を受けた資機材の発災発電所への輸送等を行った。(資料57-3参照)

(2) 訓練参加機関

四国電力株式会社、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社、日本原子力発電株式会社、電源開発株式会社、日本原燃株式会社、美浜原子力緊急事態支援センター、海上自衛隊

(3) 実施概要

原子力災害時における原子力事業者間の協力協定等に基づき、他の原子力事業者への情報連絡、要員派遣や資機材提供に関わる情報提供・支援要請の連絡を行った。また、原子力緊急事態支援組織の運営に関する基本協定に基づき、美浜原子力緊急事態支援センターへの情報連絡、遠隔操作資機材の発災発電所への輸送のための海自艦艇への搭載等を行った。

さらに、発電所内において、他事業者の電源車と連携した電源供給に伴うケーブル接続作業を行った。

(4) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

① 支援要請

- ・ 原災法第10条に該当する事象の発生後、協定先への情報共有及び状況を踏まえた要員、資機材等の支援協力要請を速やかに実施していた。

② 避難退域時検査における協力

- ・ 原子力災害時における原子力事業者間協力協定に基づき、発災事業者からの要請により、他原子力事業者が要員を派遣し、検査協力を実施していた。

③ 原子力緊急時支援組織との遠隔操作資機材の輸送連携等

- ・ 美浜原子力緊急事態支援センターへ要員及び遠隔操作資機材の支援協力要請を行った。過酷な状況下を想定し、ドローンによるがれきや被害状況確認、大型無線操縦重機によるがれき撤去、小型ロボットによる弁の開閉操作など、遠隔操作資機材を活用した実践的な訓練を実施した。
- ・ 各遠隔操作資機材の発災発電所への輸送を想定し、海自と連携した艦艇への各機材の搭載及び卸下等を円滑に行った。

④ 中国電力電源車からの電源接続

- ・ 中国電力支援要員と協力し、定められた共通手順書に基づき発電所の電源接続盤までのケーブル敷設等を円滑に実施した。
- ・ 中国電力及び四国電力による混成チームでは、互いに声を掛け合うなどチームワークは良好であり、作業中における安全性も確保されていた。
- ・ 中国電力と四国電力で接地線接続箇所や接続ケーブルの色別表示に相違があったが、事前に作業のポイントを共有することにより、確実な作業が実施できていた。

2.3.8 緊急時モニタリング訓練

(1) 訓練概要

緊対所からの指示に基づく必要なモニタリングポイントへの測定機器の配備及び測定結果について緊対所へ連絡を行った。(資料57-2)

(2) 訓練参加機関

四国電力株式会社

(3) 実施概要

緊対所からの指示に基づく発電所敷地内の必要なモニタリングポイントへの測定機器の配備、放射線量率等の測定及び緊対所への連絡を実施した。

(4) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

① 可搬型モニタリングポスト等による放射線量の測定

- ・ 加圧判断用モニタリングポストおよび可搬型モニタリングポストの設置及び測定を迅速に実施しており、測定結果については技術支援班(放管)へ速やかに情報共有されていた。

3 訓練方法の評価結果

本年度の原子力総合防災訓練の訓練方法の評価結果は、以下のとおり。

3. 1 訓練方法の評価の重要性

防災計画、緊急時の対応体制及び関係マニュアル等（P l a n）の継続的な改善（A c t i o n）につながる課題や教訓を訓練の評価（C h e c k）によって抽出するためには、訓練（D o）の内容や方式が、より実践的で質の高いものとなるよう、訓練方法の評価は重要である。

このため、原子力総合防災訓練の評価においては、訓練方法の評価も行った。

3. 2 訓練方法の評価結果

訓練方法の評価を行った結果、訓練全体の企画等に係る事項及び個々の訓練項目に係る確認事項を整理した。

3. 2. 1 訓練全体の企画等に係る事項

【良好な事項及び助長策】

(1) 訓練企画

- ・ 限定された訓練時間に様々な要素を取り込み、中央から現地におけるマニュアル等に規定される一連の対応手順を確認するためには良い訓練であった。また、愛媛県計画訓練においても、地理的制約の中、実動組織と連携した避難訓練や、ドローン等機材の現地確認により、既存計画の有効性を確認することができた。

【改善すべき事項及び今後の対策】

(1) 自然災害下における実動組織の活動想定不足

- ・ 訓練は、自然災害（震度7）に起因する原子力施設における不具合が発生したというシナリオであったが、自然災害（震度7）に対応する実動組織の活動想定が十分ではなく、関係機関間の連携要領、現地における役割分担や優先順位に係る総合調整などの実効的な演練が行われなかった。自然災害に対応している部隊や人数等の細部状況をシナリオに含めるとともに、県災害対策本部にも同様の状況付与を合わせて行うことにより、各実動機関間の役割分担や優先順位の総合的な調整が可能となる。

(2) 原子力災害対策指針の改正内容の検証

- ・ 令和7年10月に一部改正された原子力災害指針における屋内退避の継続又は解除の指示に関するシナリオが、本訓練において付与されなかった。訓練時間の制約等により本訓練での実施は見送られたものであるが、屋内退避の継続又は解除の判断は、O I L 2に係る一時移転の検討と密接に関連するため、同時に演練することにより実効性を検証する必要がある。

(3) 訓練機会の有効的活用

- ・ 事態の進展に応じて活動する部署や機能班等が限られており、個々の機能に対するシナリオ状況の付与もないため、E R CやO F Cの一部の機能班

においては、諸活動が停滞している場面が見受けられた。原子力総合防災訓練は、ほぼ全ての原子力災害対策に関わる機関等が演練できる機会であるが、対象を一地域に選定するため、現地要員の参加機会は極めて限定されている。訓練日程の延長も含めた実質的な訓練時間の確保並びに訓練時間を効果的に活用した個別の機能に対する状況付与等の充実により、限られた訓練機会を有効に活用する方策が必要である。

3. 2. 2 個々の訓練項目に係る事項

【良好な事項及び助長策】

(1) 国要員輸送の新たな試み

- ・ 本年度の国要員輸送の訓練については、現地空港の事情等の様々な制約から中型輸送機における高官等のみに焦点を当てた訓練となったが、従来の訓練での大型輸送機しか選択肢になかった状況から、中型機の使用という柔軟かつ新たな選択肢を見出すことができたことは有益である。

【改善すべき事項及び今後の対策】

(1) 逐次参集想定との与え方と演練効果の不足

- ・ 逐次参集においては、各要員の参集完了までにかかる時間が長いため、各班の最初に到着した要員がほぼ全ての初動の業務を実施した。このため訓練機会が偏り、到着順に役割を柔軟に割り振り対応するという本来の演練効果が十分得られなかった。演練効果を最大化するためには、参集時間に応じたシナリオの進捗や訓練可能時間の延長等の訓練設計が必要である。

(2) 複合災害時における緊（非）対本部との合同オペレーション

- ・ 今年度の原子力総合防災訓練は、5年ぶりに内閣府中央合同庁舎8号館に非常災害対策本部事務局（事案対処部門）を設置して行われた。今回の訓練においては、関係省庁からの多くの参集者が十分に活動できるような訓練シナリオとはなっておらず活動そのものが低調であった。原子力施設に被害を及ぼすような自然災害発生下において、非常災害対策本部事務局（事案対処部門）との合同オペレーションの蓋然性は十分に高いことから、今後とも継続するとともに、関係省庁から参集する要員が十分に活動できるような訓練シナリオを検討する必要がある。

4 外部専門家による提言等

外部専門家による評価結果については、本節の第1項から第3項のそれぞれの評価結果にも含めて整理しているが、本項では、各訓練項目等に捉われず、今後、更なる緊急時対応能力の向上を図るための目標検討等に際し、参考とすべき原子力総合防災訓練全体への専門的視点に基づく提言等について取りまとめた。（資料9参照）

4. 1 訓練全般への提言等

4. 1. 1 自然災害対応を考慮した総合防災訓練の計画について

今回の防災訓練の対象とする事象は、例年通り地震災害発生時の防災訓練である。訓練においては、前年までの訓練総括を基に、自然災害対策本部との関係等

も設定したり、地震発生からOFCへの現地対策本部要員の集合時間等設定したりする等の一定の改善が見られる。

一方、地震発生時の避難対応において大きな課題になっている以下の事項等については、訓練において考慮されておらず今後の課題が残っている。

- ・地震が発生した現地の情報収集等の混乱の反映
- ・自然災害対応と原子力防災対応の関係についての対応の整合性の検討
- ・地震発生時のオンサイトに発生する事故、火災等や発電所外からの応援の実効性の問題

4. 1. 2 ブラインド型訓練について

今年度の訓練のようなシナリオ提示型訓練は、訓練参加者がマニュアルに定められた手順や業務の流れ等を確認するためには効果的であると思うが、災害対策本部活動の実践対応能力を向上させるための訓練としては、あまり効果的とは言えない。各拠点の一部機能が参加したブラインド型訓練に、より多くの機能班が参加すべきと思料する。

4. 2 拠点等ごとの確認結果からの提言等

4. 2. 1 官邸・内閣府及びERC

(1) 内閣府の活動

大臣室も副大臣室もテレビ会議システムが脆弱で、居室も狭く、活動環境としては十分な状況ではない。また、長期の対応する居室としては狭すぎるため、実際の対応には堪えられない可能性がある。このような執務環境や人員の分散を考えると、官邸やERCのスペースの問題があるかもしれないが、東京の本部機能を官邸、内閣府とERCの3拠点とすることが有効であるとは考えづらい。内閣府での活動の意味づけを明確にして、構想されている防災庁の設立等にも合わせて、機能の統合を検討する必要がある。

(2) 高強度被害下の現地情報に基づくERC活動

震度6強以上の地震が発生した場合は、通信の多くが途絶し、情報が入らないばかりか、オンラインでのみ情報を共有するなどはあり得ない。情報は入ってこないものだと覚悟して対応に当たるべきである。そのようなリアルな状況設定で訓練し、情報の共有、連携・調整、状況判断・意志決定など、予想外を処理する能力、組織の壁を越えてマネジメントする能力などの要素を鍛える訓練を実施していくことにより、実災害におけるERCの指揮・統制する立場である班長等の実践対応能力の向上が図られるものと思料する。

4. 2. 2 OFC

(1) OFCの体制

原子力防災対応の仕組みとしてOFCが設置され合対協が組織される事とされているが、東電福島事故時の状況がそうであったように複合災害時の対応環境を考えると要員の参集も極めて困難と考えるべきである。一方、防護措置に係る意思決定は中央で行う事とされており、関係機関の情報共有に必要なシステム等も整備されている事を考え合わせると、従来の一室に会して国、関係自

治体間の情報共有を行う仕組みそのものが実効的であるかを検討していく事も必要と思われる。一方、OFCの立地環境を考えると、現地での実務活動が求められる緊急時モニタリング、原子力災害医療、住民避難に係る実動組織活動等のための活動拠点として特化していく事も考えられる。

(2) 可視化情報の有効活用

住民安全班、実動対処班では、それぞれ防護措置検討の基礎データである道路情報、港湾情報等を地図に落とす等して検討を進めていた。また、必要に応じて両班で協議が行われる場面も見られた。災害時にはヘリ、ドローン等による映像情報も含め様々な情報が収集されるが、現状では一部の組織内にそれら情報が留まり有効に活用されていない様にも思われる。

これらの情報は住民の避難行動時の安全確保の取り組み、道路損壊箇所の復旧活動に有効に活用される事が望ましいことから、例えば住民防護策を検討する関係者が、活動場所が県災害対策本部とOFCと物理的に離れた場所であっても情報としては同じレベルの可視化情報として共有し議論しあえることがより実効的であると思われることから、システムの面も検討し可視化情報を有効活用していく事が必要と思われる。

4. 2. 3 EMC

(1) 警戒事態における環境モニタリング

警戒事態におけるEMC設置前、県原子力センターでは、欠測MPに対して、道路損壊の修復、津波警報解除後に可搬型MPが配備できるように資機材の準備、並びに要員の確保、指名等の派遣準備が行われていた。また、近接MPとして事業者のMPが評価の参考になるとのことであった。愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）資料編には、近傍のMPがグルーピングされており欠測が生じた際はそのグルーピングされたMPが評価の参考になるような指定がなされていた。道路損壊や津波警報等により可搬型MPの設置ができない場合の評価には良い考えであると思われる。

(2) EMCの運営

施設敷地緊急事態において、上席放射線防災専門官がEMC長となる原子力規制庁職員の現地到着までの間、EMC長の代理としての的確な指揮を執った。また、EMC長の着任時には、上席放射線防災専門官から欠測MPの状況、道路損壊に係る代替可搬型MPの配置の状況などを確実に説明し引き継いだ。その後、EMC長は、測定分析担当からのMP欠測情報、ERCチーム放射線班からの緊急時モニタリング計画に対する測定分析担当への指示書の作成などを企画調整グループ及び情報収集管理グループを指揮して確実に実施するなど、適切なEMCの運営を行った。特に事態が進展した場合、EMC要員に口頭による周知、状況を説明したことはEMC長の的確な指揮として高く評価する。

4. 2. 4 地方公共団体災害対策本部

(1) ERCの方針に対する意見提示

特に一時移転の検討において、これまでの訓練ではERCが示す避難方針に

対する地方公共団体やOFCからの質問や反対意見を述べるとシナリオがなく、ERCの方針を受け入れるだけのシナリオとなっていたが、今回の訓練では、地方公共団体からの質問もあり、訓練全体として進化している面もあった。

4. 2. 5 オンサイト

(1) オンサイト訓練全般

今年度の訓練評価項目で掲げられている「迅速な初動対応活動」、「原子力防災組織の活動」、「現場における各対応活動」に関しては概ね達成していたと評価できる。伊方発電所の立地条件も考慮に入れたシナリオ想定も高く評価できる。また、各事業所の職員に共通している点は、皆平時より研鑽を積み重ね、積極的に訓練に参加しており、体制は多少異なるものの職員の練度としては高いレベルを維持しているとの印象を強く持っている。今回、諸外国からの見学者も多数参加していたと推察しているが、職員の練度のレベルの部分に関しては、諸外国にも誇れる日本ならではの強みであると考えている。引き続き良く考えられた訓練プログラムを構築して検証を積み重ねて欲しいと願っている。特に今年度は、新たな試みとしてドローンやロボット等を活用した訓練が実施され、新しいテクノロジーの社会実装が証明された良い訓練だったと思料する。

(資料57-3)

今後に向けて

本報告書は、令和7年11月に実施した原子力総合防災訓練について、あらかじめ定めた訓練の評価要領に基づき、訓練の実施成果として取りまとめたものである。

今後は、本報告書で取りまとめた訓練の評価結果等を踏まえ、伊方地域原子力防災協議会における検討を通じた各種計画・マニュアル類の改善等を進めていく。

更なる原子力防災体制の強化、向上のため、今回の訓練では十分に実施できなかった項目をはじめ、訓練項目や訓練方法の更なる充実・高度化を図り、原子力防災に係る訓練が、より実践的な訓練となるよう不断の検討を進めていく。

○今後取り組むべき訓練内容の例

- ・防護措置の判断に必要な自然災害による被害状況把握の更なる迅速化
内閣府等の中央の活動において自然災害対応部署との更なる連携の強化を図り、迅速かつ実効性のある調整等の活動を演練するとともに、中央及び現地において新総合防災情報システム（SOBO-WEB）等を活用した災害情報の共有により、状況認識の向上を図る。
- ・現地要員の練度向上に資する訓練時間の確保並びにシナリオの充実
ほぼ全ての原子力災害対策に係る組織が活動する原子力総合防災訓練の機会において、中央に比し、地域が限定されるために演練の機会が少ない現地要員に対して、訓練時間の確保及び対応すべき訓練シナリオの増加により更なる練度の向上を図る。
- ・原子力災害対策指針の改正に伴う屋内退避に係る指示の検証
令和7年10月に一部改正された原子力災害対策指針における屋内退避の継続又は解除の指示に係る検討について、OIL2に係る一時移転の検討の演練とあわせて実施し、必要な条件や実施時期等の細部の検討項目を検証する。